

# 令和6年度第2回上越市環境政策審議会 次第

日時：令和6年9月27日（金）

午後1時30分～午後3時00分

場所：上越市役所 木田第一庁舎 401 会議室

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 議 事

(1)基本方針に関するこれまでの主な取組等について…資料1

(2)現行計画の目標達成状況に対する分析及び次期目標について…資料2

(3)上越市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・食品ロス削減・生活排水・災害廃棄物）の構成について…資料3

## 4 閉 会

## ■ごみ処理基本計画

## 基本方針 1 ごみの発生・排出削減の実践

## 基本施策 1-1 各主体におけるごみ発生・排出抑制

取組施策	内容・個別事業等
日常生活の実践	<p>◆<b>生ごみ減量の推進</b> 生ごみは、十分に水切りすると処理量が減少し処理費用も削減できることを、ごみ分別ガイドブックで紹介するほか、広報紙等で機会を捉え市民への働きかけを継続します。</p> <p>◆<b>容器包装廃棄物の発生抑制</b> Reduce＝マイバッグを持参する、必要な分だけ購入する、簡易包装商品を選択するよう引き続き、広報紙等を通じて市民へ働きかけます。</p> <p>◆<b>再生利用品の使用促進</b> Reuse＝マイボトルやマイ箸、リターナブル容器など繰り返し使える品を選択するよう引き続き、広報紙等を通じて市民に働きかけます。 Recycle＝資源物は正しく分別・排出する、できるだけリサイクル商品を購入するよう引き続き、広報紙等を通じて市民へ働きかけます。</p>
事業者における環境配慮型事業活動の推進	<p>◆<b>製品の長寿命化</b> 長期間使用可能で、できるだけリサイクルしやすい物の製造・販売に努めるよう働きかけます。</p> <p>◆<b>過剰包装自粛</b> 過剰包装の自粛について協力を求めるとともに、市民に簡易包装の選択を呼び掛けます。</p> <p>◆<b>流通時の梱包材の減量と再生化</b> 流通業や小売業者に対して、梱包材の簡略化や再生しやすい材質への転換を働きかけます。</p> <p>◆<b>プラスチックごみの削減</b> レジ袋及びプラスチックごみの削減について、国及び県の動向を注視し、実効的な方策を検討します。</p>
事業系ごみへの対応	<p>◆<b>事業系廃棄物処理手数料の継続</b> 事業所から発生した燃やせるごみを上越市クリーンセンターで焼却する際の処理手数料を継続し、事業系ごみの減量と資源化の推進を図ります。</p> <p>◆<b>排出者責任による処理の推進及び責任の強化</b> 事業系ごみは事業者の責任で処理する（自社処理又は許可業者委託）という原則を徹底するため、正確な知識・情報を提供し、適正処理の推進と排出抑制意識の高揚を図ります。</p> <p>◆<b>多量排出事業者への要請</b> 多量排出事業者に対しては、必要に応じて廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示するなど指導の強化を図ります。</p> <p>◆<b>産業廃棄物の混入防止</b> 排出される事業系ごみには、動植物性残さや廃プラスチック類等の産業廃棄物が混入している場合もあるため、産業廃棄物として適正に処理することを指導・啓発します。</p> <p>◆<b>関係団体との連携</b> 商工会議所、商工会等との連携による事業系ごみの削減に向けた対応を検討します。</p>
食品ロスの削減	<p>食品ロス削減のため、広報紙等で市民一人一人に食品ロスの現状や食材の適量購入や適量調理、賞味期限・消費期限等について正しい理解が広まるよう周知啓発などの取組を継続します。</p> <p>会食や宴会時の席での 2010 運動の呼び掛けを継続します。食品ロスの削減に関する法律に基づき食品ロス削減推進計画を定めます。</p>
家庭ごみ有料化制度の継続	<p>平成 20 年 4 月から全市で実施している家庭ごみの有料化制度を継続することにより、市民に対して、ごみの排出抑制意識を啓発し、生活系ごみの減量と資源化の推進を図ります。減量化に伴う排出回数の検討を行います。</p>

## 基本方針 1 ごみの発生・排出削減の実践

### 基本施策 1-1 各主体におけるごみ発生・排出抑制

#### 基本施策に関するこれまでの主な取組

◆各家庭における、生ごみの水切り処理について、家庭ごみの分け方・出し方ガイドやホームページで紹介するなど、市民に生ごみの減量を呼び掛けました。

◆容器包装廃棄物の発生抑制、再生利用品の使用促進について、身近でできる3R (Reduce (ごみの発生抑制 (マイバッグを持参する、必要な分だけ購入する、簡易包装商品を選択する))、Reuse (再利用 (繰り返し使える容器を選択する、リサイクルショップやフリーマーケットを利用する))、Recycle (再資源化 (資源物は正しく分別・排出する、できるだけリサイクル商品を購入する)) の取組を広報紙や環境イベント等を通じて、市民に呼び掛けました。

◆リサイクル推進店認定制度を通じて、商品の簡易包装や、エコマーク及びグリーンマークの表示のある商品等の販売に努めるよう呼び掛けました。

◆事業系ごみ処理ガイドブックを作成、配布し、「過剰な包装や梱包を控え簡易包装を推進する、流通用梱包材や仕入れに使用する容器などは繰り返し使用できるものを採用する」など、ごみの減量と3R (Reduce、Reuse、Recycle) の啓発を行いました。

◆令和2年7月1日から全国一律でレジ袋の有料化が開始されたことに伴い、マイバッグを持参することでレジ袋の使用量を減らすよう、ホームページ等を通じて市民に呼び掛けるなど、プラスチックごみの削減について取り組みました。

◆事業系廃棄物処理手数料を継続することで、事業系ごみの排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化を図りました。

◆事業系ごみは、事業者が自らの責任で処理することが義務付けられていることから、事業系ごみ処理ガイドブックを通じて、適正処理の推進と発生抑制の意識啓発を図りました。

◆法律に基づく一般廃棄物の減量に関する計画の作成等の指導を行った多量排出事業者はいませんでした。

◆事業所に対し、商工会議所を通じて、ごみの減量、資源化への協力を求めたほか、事業系ごみの搬入物調査を実施し、廃棄物の適正処理について指導を行いました。

◆広報紙や環境イベント等を通じて、家庭における食品ロスの削減、会食や宴会時の席での2010運動を呼び掛けました。また、国の基本方針や新潟県の食品ロス削減推進計画を踏まえた当市の食品ロス削減推進計画の策定に向け、関係課等と協議を行いました。

◆ごみ処理の有料化を通して、ごみ排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を図りました。

ごみの減量化に伴う収集回数の検討については、ごみの排出量は減少傾向にあるものの、本計画に定める削減目標の達成が困難であることが見込まれたこと、収集回数は市民生活への影響が大きく慎重な対応が求められることから、見直しの検討には至っていません。

## 基本方針 1 ごみの発生・排出削減の実践

### 基本施策 1-1 各主体におけるごみ発生・排出抑制

#### 今後の課題

◆生ごみは、減少傾向が続いていますが、国の調査によれば、家庭ごみの厨芥類のうち約3割が食べられずに捨てられている食品となっており、当市においてもこうした食品ロスが発生しているものと推測されていることから、現状を再認識し、市民一人一人が更なる削減に取り組む必要があり、そうした取組を実践する市民を増やしていくことが当面の課題であります。

◆家庭ごみの総排出量は、人口減少のほか、市民のごみ処理に対する理解と協力が得られ減少傾向にあります。令和5年度の排出量が40,432tと、令和6年度において37,754tにするとしていた目標の達成は困難な状況にあります。品目別では、燃やせるごみの排出量は、減少傾向にあるものの、コロナ禍前の状況には戻っていません。また、資源物は、新聞雑誌類の電子媒体への移行、食に関して労力や時間の短縮を求める消費者ニーズの変化等による生ごみの減少傾向が続いていますが、分別誤りにより、本来リサイクル可能な資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、ごみの減量及びリサイクルの更なる普及啓発が必要です。

◆リサイクル推進店の新規認定事業者の確保に努めるなど、環境に配慮した製品の販売を促進するとともに、資源物の店頭回収を促進することで、資源化の取組を推進します。

◆環境配慮活動促進法において、地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとされていることから、引き続き、事業系ごみ処理ガイドブックを通じて、ごみの減量と資源化の啓発を行います。

◆市クリーンセンターで焼却処理を行っている事業系一般廃棄物は、近年、排出量の減少が続いていますが、一部、資源物や産業廃棄物と思われるものなど処理不適物の搬入が見られます。

◆ごみ処理有料化の目的であるごみ排出量の抑制については、人口減少などの社会変化によるところが大きいものの、市民の理解と協力が得られ減少傾向にあります。

廃棄物処理手数料は、市民の理解が得られ、ごみの減量や分別を前向きに取り組んでもらえるよう、過大な負担とならない料金設定が必要です。市民に適正な負担を求める必要がある一方、電力やガソリン、食料品等の物価高騰により、家計を圧迫している状況の中、料金の見直しについては、慎重な対応が求められています。

基本方針 1 ごみの発生・排出削減の実践

基本施策 1-1 各主体におけるごみ発生・排出抑制

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
日常生活の実践	○	<p>◆食品ロスの削減に向け、基本理念、消費者・食品関連等事業者・関係団体・行政の役割と行動、市の施策の方向性等を定めた食品ロス削減推進計画を策定し、各種取組を実施します。</p> <p>◆3Rの推進 ごみの発生抑制、再使用、再利用を推進するため、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の取組について集中的に情報発信を行う3R推進月間を設け、市民、事業者の意識、行動の定着を図ります。</p>
事業者における環境配慮型事業活動の推進	○	<p>環境配慮活動促進法において、環境に配慮した事業活動とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出すること、その他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動とされています。</p> <p>◆環境配慮型製品の販売促進 繰り返し利用できる製品や、耐久性に優れた製品の販売に努めるよう呼びかけます。 リサイクルに適した原材料・素材を使用した製品の販売に努めるよう呼びかけます。</p> <p>◆過剰包装及び梱包の自粛 過剰な包装や梱包を控え、簡易包装の推進を促すとともに、市民へ簡易包装の選択を呼びかけます。</p> <p>◆資源物店頭回収の推進 リサイクル推進店認定制度を通じ、スーパーや店舗などの小売店における資源物の店頭回収を推進します。</p>
事業系ごみへの対応	○	<p>◆事業系廃棄物処理手数料の継続 事業所から発生した燃やせるごみを市クリーンセンターで焼却する際の処理手数料を継続し、事業系ごみの排出抑制と再生利用等の促進を図ります。</p> <p>◆排出者責任による適正処理の推進と排出抑制の意識啓発 事業系ごみは事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられていることから、引き続き、事業系ごみ処理ガイドブックを通じて必要な情報を提供し、ごみの適正処理と発生抑制の意識啓発を図ります。 また、市クリーンセンターに搬入される事業系ごみには、段ボールや容器包装などの資源物、動植物性残さや廃プラスチック類等の産業廃棄物の混入が見られることから、収集車の搬入物調査を実施するほか、関係団体を通じて、事業者に対し、適正処理の指導・啓発を行います。</p>
食品ロスの削減	○	<p>食品ロスの削減に向け、基本理念、消費者・食品関連等事業者・関係団体・行政の役割と行動、市の施策の方向性等を定めた食品ロス削減推進計画を策定し、各種取組を実施します。</p>
家庭ごみ有料化制度の継続	○	<p>ごみ処理の有料化を継続することにより、ごみの排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を図ります。 廃棄物処理手数料については、ごみの排出抑制や再生利用の効果、周辺自治体との均衡、受益者負担の観点から、見直しの必要性について検討を行います。</p>

基本方針 1 ごみの発生・排出削減の実践

基本施策 1-2 情報発信・環境教育

取組施策	内容・個別事業等
不用品回収業者への実態調査の実施と指導	<p>空き地等で家電品等を回収している不用品回収業者については、営業内容が適当であるか、県環境センターと連携して実態調査を実施し、回収物の不適正処理、周辺環境が悪化しないよう適切に指導します。</p>
啓発事業の継続	<p>◆<b>環境啓発イベントの開催</b>                  ごみの排出抑制や資源化に関する問題点や取組について、市民の理解を深めるため、啓発イベントを開催します。                  町内会やボランティア団体等の協力により、町内等に散乱するごみの回収や海岸、公園等の清掃を行い、地域の環境美化の推進を図ります。</p> <p>◆<b>広報等による呼び掛け</b>                  広報紙、町内会回覧、インターネット等を利用して市民や事業者への情報提供を行うとともに、課題を把握して今後の施策に反映させるため意見等の聴取を行います。</p> <p>◆<b>転入者に対する普及啓発</b>                  県外・市外からの転入者に対して、当市が取り組んでいるごみ減量・リサイクルを理解してもらうために、転入手続きの際に、ごみ収集カレンダー、家庭ごみの分け方出し方ガイドを配布し、特に年度末及び年度初めは丁寧な説明を行います。</p> <p>◆<b>野焼きへの対処</b>                  野焼き禁止について、広報紙や町内会回覧、市ホームページ等を活用し、周知を徹底します。</p>
環境教育の充実	<p>◆<b>学校教育における取組</b>                  環境保全を前提とした循環型社会の構築には、将来を担う子どもたちへの環境教育が大切であり、有効な手段です。そのため、市内の小・中学校等の教育機関との連携を強め、排出抑制や資源化に関する学習プログラムへの取組促進に向けて、民間の講師派遣への協力や施設見学会等を積極的に行います。</p> <p>◆<b>生涯学習での取組</b>                  環境団体、NPO、消費者協会等関係団体と協力し、ごみ問題を学ぶ機会を市民に提供し、ごみ発生抑制と分別徹底等によるリサイクルを進めるため出前講座等を開催するとともに、民間の講師派遣への協力や上越市クリーンセンターの施設見学会の受け入れ等を積極的に行います。</p>

基本方針 1 ごみの発生・排出削減の実践	
基本施策 1-2 情報発信・環境教育	
取組施策	基本施策に関するこれまでの主な取組
不用品回収業者への実態調査の実施と指導	新潟県と連携して不用品回収業者への立入検査を実施し、回収物の不適切処理や周辺環境の悪化を防ぐための指導を行いました。
啓発事業の継続 環境教育の充実	<p>◆環境フェア等のイベントにおいて、ごみの発生抑制や資源化に関する市の取組を紹介し、普及啓発を行いました。また、町内に散乱するごみの回収や海岸、公園等の清掃を行う「全市クリーン活動」を通じて地域の環境美化の意識の向上を図りました。</p> <p>◆広報紙やホームページ等を利用し、ごみの分け方や出し方の徹底を呼び掛けたほか、年末年始のごみの収集、年度末におけるごみの処分について周知し、ごみの排出におけるモラルの向上に努めました。</p> <p>◆野焼きの禁止については、広報紙等を通じて周知を図りました。</p> <p>◆県外・市外からの転入者に対し、市民課窓口において家庭ごみの分け方出し方ガイド、ごみ分別収集カレンダーを配布するとともに、転入者の多い年度末及び年度初めには、市民課待合ロビーに特設コーナーを設け、説明を行いました。</p> <p>◆市内の小・中学校がごみの発生抑制や資源化について学ぶ学習プログラムの一助として、副読本等の資料提供、施設見学の受入れなどの教育支援を行いました。</p> <p>◆ごみ問題を学ぶ機会を提供し、ごみの発生抑制と分別徹底、リサイクルに関する出前講座を実施するとともに、市クリーンセンターの施設見学の受入れ等を行いました。</p>

基本方針 1 ごみの発生・排出削減の実践	
基本施策 1-2 情報発信・環境教育	
取組施策	今後の課題
不用品回収業者への実態調査の実施と指導	廃棄物の疑いがある物を保管、また、回収物の管理が不適切な業者もいることから、監視を継続する必要があります。
啓発事業の継続 環境教育の充実	<p>◆燃やせるごみの排出量は、減少傾向にあるものの、コロナ禍前の状況に戻っていません。また、資源物は、新聞雑誌類の電子媒体への移行、食に関して労力や時間の短縮を求める消費者ニーズの変化等による生ごみの減少傾向が続いていますが、分別誤りにより、本来リサイクル可能な資源物が燃やせるごみとして排出されていることがあります。</p> <p>◆野焼きについては、廃棄物処理法において原則禁止されていることから、引き続き野焼きの禁止について、広報紙等を通じ周知を図ります。</p> <p>◆ごみの減量や資源化につながる環境意識の向上を図るため、特に次世代を担う子どもたちや若年層を対象とした環境教育が重要となります。</p>

基本方針 1 ごみの発生・排出削減の実践

基本施策 1-2 情報発信・環境教育

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
不用品回収業者への実態調査の実施と指導	○	不用品回収業者に対し、引き続き新潟県と連携して立入検査を行い、回収物の不適切処理や周辺環境の悪化を防ぐための指導を行います。
啓発事業の継続	○	<p><b>◆環境イベント等での普及啓発</b>            各種イベントなどを活用して、環境問題、ごみの発生抑制や資源化に関する普及啓発を行うとともに、町内に散乱しているごみの回収、道路や公園、海岸などの清掃活動の成果や活動する団体の情報発信をすることにより、環境美化活動を見える化し、市民の理解、意識の向上を図ります。</p> <p><b>◆広報等による呼び掛け</b>            広報紙、町内会回覧、ホームページ等を利用し、ごみの排出抑制と分別の徹底、リサイクルを呼び掛けます。また、市民の声に耳を傾け、課題の抽出に努めます。</p> <p><b>◆野焼きへの対処</b>            野焼き禁止について、広報紙や町内会回覧、ホームページ等を利用し、周知を徹底します。</p> <p><b>◆転入者に対する普及啓発</b>            県外・市外からの転入者に対し、引き続き、市民課窓口において家庭ごみの分け方出し方ガイド、ごみ分別収集カレンダーを配布するとともに、転入者の多い年度末及び年度始めには、市民課待合ロビー等に特設コーナーを設け、ごみの分別・排出、リサイクルの必要性について周知を図ります。</p>
環境教育の充実	○	<p><b>◆学校教育における取組</b>            循環型社会の構築には、将来を担う子どもたちや若年層への環境教育が大切です。そのため、市内の小・中学校がごみの発生抑制や資源化について学ぶ学習プログラムの一助として、副読本等の資料提供、市クリーンセンター等施設見学の受入など教育支援を行います。また、市内に所在する大学の新生を対象に出前講座を実施し、ごみの減量と分別の徹底、リサイクルの推進について普及啓発を行います。</p> <p><b>◆生涯学習での取組</b>            環境団体等の協力を得てごみ問題について学ぶ機会を提供するほか、ごみの発生抑制と分別徹底、リサイクルに関する出前講座の実施、市クリーンセンターの施設見学の受入れ等を行います。</p>



基本方針 2 資源化の推進

基本施策 2-1 分別排出の徹底

取組施策	内容・個別事業等
分別収集の徹底	<p>◆<b>家庭ごみの分別徹底</b> 資源物の分別徹底のため、広報紙や町内会回覧を活用して分別の徹底を呼び掛けるとともに、希望する町内会等での分別説明会を開催します。また、ごみ分別辞典の活用を呼びかけます。</p> <p>◆<b>事業系ごみの分別徹底</b> 「事業系ごみ処理ガイドブック」を活用するほか、市ホームページやパンフレット等で周知し、事業系ごみの分別の徹底を図ります。</p> <p>◆<b>分別排出強化月間の実施</b> 分別排出強化月間を設け、ごみの分別徹底に関する各種施策を集中的に実施し、市民・事業者の分別行動の定着を図ります。</p>
資源物の拠点収集	<p>◆<b>資源物常時回収ステーションの適正利用</b> 市内 18 か所に、資源物常時回収ステーションを設置し資源物（缶、びん、ペットボトル、新聞紙、雑誌類、段ボール）の回収を行う一方、一部のステーションにおいてルールやマナーが守られていないことから、引き続き、ステーションへの注意掲示や広報をはじめ生活環境衛生作業員の巡視等により適正利用を呼び掛けていきます。</p> <p>◆<b>リサイクル推進店認定制度の活用</b> リサイクル推進店認定制度を推進し、ペットボトル・白色トレイ・牛乳パック等の再資源化とごみの減量化を促進します。</p>
ごみヘルパー制度の活用	<p>身体的な理由等によって、ごみの分別や排出ができない市民に対しては、ごみヘルパーによるごみ出しや分別支援を実施します。</p> <p>今後は、一人暮らし世帯の増加や高齢化の進展とともに、支援を望む市民の増加が想定されることから、福祉部門と連携を図るなど各種団体等に対して支援協力を要請するとともに、支援が必要な市民への周知を図るなど、制度の充実に努めていきます。</p>

## 基本方針 2 資源化の推進

### 基本施策 2-1 分別排出の徹底

#### 基本施策に関するこれまでの主な取組

- ◆家庭ごみについては、広報紙やホームページでのごみ分別辞典を活用して分別の徹底を呼び掛けるとともに、希望する町内会等に出前講座を実施しました。
- ◆事業系ごみについては、事業所に対し、事業系ごみ処理ガイドブックを配布するとともに、商工会議所を通じて、ごみの減量、資源化への協力を求めたほか、収集車の搬入物調査を実施し、廃棄物の適正処理について指導を行いました。
- ◆新潟県が環境意識の高まりを促す目的で実施している3R推進月間キャンペーンについて、広報紙等を通じて広く周知し、マイバッグの使用や環境に優しい商品を選ぶなど、買い物からごみ減量に取り組む行動の呼び掛けを行いました。
- ◆市内18か所に資源物常時回収ステーションを設置し、資源物（缶、びん、ペットボトル、新聞紙、雑誌類、段ボール）の回収を行いました。また、生活環境作業員による巡視や整理作業を行い、環境維持を図るとともに、広報紙や掲示物による注意喚起を行い、分別の徹底と施設の適正利用を呼び掛けました。
- ◆リサイクル推進店として認定した店舗で資源物（ペットボトル、食品トレイ（白色トレイ）、牛乳パック）を回収し、資源化を図りました。
- ◆ごみヘルパーを委嘱し、高齢や障害などの理由でごみの分別や集積所への搬出が困難な世帯に派遣しました。

## 基本方針 2 資源化の推進

### 基本施策 2-1 分別排出の徹底

#### 今後の課題

- ◆資源物は、新聞雑誌類の電子媒体への移行、食に関して労力や時間の短縮を求める消費者ニーズの変化等による生ごみの減少傾向が続いていますが、分別誤りにより、本来リサイクル可能な資源物が燃やせるごみとして排出されていることがあります。
- ◆一般廃棄物収集運搬許可業者に対し実施した収集車の搬入物検査において、段ボールや容器包装など資源物の混入が見られます。
- ◆資源物常時回収ステーションにおいて、回収品目以外の排出や容量を超過した排出など不適正な排出が見られます。
- ◆リサイクル推進店認定制度による新規リサイクル推進店を確保し、資源物の店頭回収を推進することにより、市民による再資源化の取組を促進します。
- ◆今後も高齢化が進行し、ごみの分別や集積所への搬出が困難な世帯の増加が想定される中、件数は少ないものの、ヘルパー（支援者）が見つからないケースが出てきていることから、町内会、民生委員、地域包括支援センター等関係機関、市福祉部門と連携し、制度の周知とヘルパー（支援者）の確保を図っていく必要があります。

基本方針 2 資源化の推進

基本施策 2-1 分別排出の徹底

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
分別収集の徹底	○	<p>◆家庭ごみの分別徹底 資源物が品目ごとに適正に分別されるよう、広報紙やホームページによる周知、家庭ごみの分け方出し方ガイド及びごみ分別辞典の活用を促すほか、出前講座を実施し、普及啓発を行います。</p> <p>◆事業系ごみの分別徹底 事業系ごみは、事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられていることから、引き続き、事業系ごみ処理ガイドブックを通じて必要な情報を提供し、ごみの適正処理と発生抑制、資源化の意識啓発を図ります。 また、引き続き、市クリーンセンターにおいて一般廃棄物収集運搬許可業者を対象に収集車の搬入物調査を実施し、事業者へのごみの適正処理の指導、減量と資源化について協力を求めます。</p> <p>◆分別排出強化月間の実施 ごみの発生抑制・再使用、再生利用の推進、適正な分別・排出の徹底を図るため、分別排出強化月間を設け、資源物常時回収ステーションの巡視を強化するほか、3R（Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)）及び食品ロス削減の取組について集中的に情報発信し、市民、事業者の意識・行動の定着を図ります。</p>
資源物の拠点収集	○	<p>◆資源物常時回収ステーションの適正利用 市内 18 か所に、資源物常時回収ステーションを設置し、資源物（缶、びん、ペットボトル、新聞紙、雑誌類、段ボール）の回収を行う一方、一部のステーションにおいて、回収品目以外の排出や容量を超過した排出など不適正な排出が見られることから、引き続き、生活環境作業員による巡視や整頓作業を行うことで環境維持を図りながら、広報紙や掲示物による注意喚起を行い、分別の徹底と施設の適正利用を呼び掛けていきます。</p> <p>◆リサイクル推進店認定制度の推進 生活用品等の小売販売店をリサイクル推進店として認定し、資源物（ペットボトル、食品トレイ（白色トレイ）、牛乳パック等）の店頭回収を実施することにより、市、認定店、市民の相互協力によるごみの減量と資源の再利用活動の促進を図ります。</p> <p>◆回収協力店の確保 小型充電式電池・ボタン電池、廃食用油の回収協力店について、フォローアップ調査を実施するとともに、新規協力店の確保に努めます。</p>
ごみヘルパー制度の活用	○	<p>高齢や障害などの理由でごみの分別や集積所への搬出が困難な世帯を支援し、その負担を軽減することにより、ごみの適正な分別及び排出を推進します。</p> <p>今後も高齢化が進行する状況にあり、支援を望む市民の増加が想定されることから、町内会、民生委員、地域包括支援センター等関係機関、市福祉部門と連携し、制度の周知とヘルパー（支援者）の確保を図るなど制度の充実に努めます。</p>

基本方針 2 資源化の推進

基本施策 2-2 資源化処理の継続

取組施策	内容・個別事業等
資源物資 源化の推 進	<p>◆容器包装リサイクル 容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく分別と資源化を基本とするとともに、市民に正しい分別を周知し、リサイクルを推進します。</p> <p>◆小型家電リサイクル 小型家電リサイクル法に基づき、パソコンや携帯電話等の小型家電製品を積極的に収集することで、燃やせないごみの排出量を減らし、リサイクルを推進します。</p>
家電リサ イクルへ の対応	<p>販売店への引き渡しが原則のため、市では収集しない家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、排出方法等の問い合わせに対して、処理費用と収集・運搬費用の負担について丁寧な説明を行い、収集・運搬業者を紹介するとともに、広報紙等を通じ、適正処理を呼び掛けます。</p>
ガラスび ん収集運 搬・処理 体制の変 更	<p>ガラスびんについては、割らずに収集運搬することで、安定したリサイクルが見込まれることから、令和2年度から全量、塵芥車に直接投入する方式から、コンテナに入れ、トラックで運搬する方法へ移行します。また、(仮称)上越市ストックヤードを整備し、収集運搬及び中間処理の体制強化を図ります。</p>

基本方針 2 資源化の推進

基本施策 2-2 資源化処理の継続

基本施策に関するこれまでの主な取組
<p>◆容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製及び紙製の容器包装を分別収集し、リサイクルを推進しました。</p> <p>◆小型家電リサイクル法に基づき、有用な金属を含むパソコンや携帯電話等の小型家電製品を回収するボックスを市内25か所に設置し、資源のリサイクルを推進しました。</p> <p>◆販売店への引渡しが原則のため、市では収集しない家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、家庭ごみの分け方出し方ガイド、ホームページを通じ、適正な処理を呼び掛けるとともに、市民からの問合せに対し、処理の方法と費用について丁寧な説明を行いました。 また、搬出処理の手続等に係る市民負担を軽減するため、家電リサイクル券を取り扱うことができる一般廃棄物収集運搬許可業者の確保に取り組みました。</p> <p>◆ガラスびんについては、令和2年度に全量を塵芥車に直接搬入する方式から、コンテナに入れトラックで運搬する方式に移行したことにより、積載時におけるびんの破碎を防止し、収集運搬時の安全、安定したリサイクルを確保しました。また、令和5年9月から、資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）の供用を開始し、びんの一時保管を行い適正処理につなげました。</p>

基本方針2 資源化の推進

基本施策2-2 資源化処理の継続

今後の課題

- ◆町内の集積所において、プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品が混在しているなど分別誤りが見られます。
- ◆引き続き、有用な金属を含むパソコンや携帯電話等の小型家電製品を回収し、資源のリサイクルと燃やせないごみの排出量を減らします。
- ◆市クリーンセンターに搬入される燃やせるごみの組成は、再資源化が可能な古紙類が多い状況となっています。
- ◆令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努めることとされていることから、「市民のごみ分別に対する負担感」、「収集運搬及び中間処理の方法」、「クリーンセンターの運営」の観点から課題を抽出し、対策を検討する必要があります。
- ◆家電リサイクル法の対象品目の適正処理に向け、搬出処理の手続等に係る市民負担の軽減を図る必要があります。

基本方針2 資源化の推進

基本施策2-2 資源化処理の継続

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
資源物資源化の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆容器包装リサイクル 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製及び紙製容器包装の分別収集に対する理解と協力、適正な分別を呼び掛け、リサイクルを推進します。</li> <li>◆小型家電リサイクル 小型家電リサイクル法に基づき、有用な金属を含むパソコンや携帯電話等の小型家電を回収し、資源のリサイクルと燃やせないごみの排出量の削減につなげます。</li> <li>◆古紙類の分別徹底 燃やせるごみとして排出されることが多い古紙類の適正な分別を呼び掛け、リサイクルの向上に努めます。</li> <li>◆プラスチック製品の分別収集及び再資源化に向けた検討 プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再資源化に向け、「市民のごみ分別に対する負担感」、「収集運搬及び中間処理の方法」、「市クリーンセンターの運営」の観点からこの課題を抽出し、対策を検討していきます。</li> </ul>
家電リサイクルへの対応	○	<p>販売店への引渡しが原則のため、市では収集しない家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、家庭ごみの分け方出し方ガイド、ホームページを通じ、適正な処理を呼び掛けるとともに、市民からの問合せに対し、処理の方法と費用について丁寧な説明を行います。</p> <p>また、搬出処理の手続等に係る市民負担の軽減を図るため、家電リサイクル券を取り扱うことができる一般廃棄物収集運搬許可業者の確保に努めます。</p>
ガラスびん収集運搬・処理体制の変更	×	※令和2年度にガラスびん収集運搬・処理体制の変更が完了したため、次期計画には掲載しない。

基本方針 2 資源化の推進	
基本施策 2-3 資源循環ビジネスの創出	
取組施策	内容・個別事業等
バイオマス利活用の推進	<p>◆生ごみの資源化 上越市バイオマスタウン構想の一事業として整備した民間施設と連携して、平成23年度から実施している生活系生ごみの全量資源化を継続するとともに、飲食店やホテル等に対しても積極的な生ごみの資源化を推進するよう働きかけていきます。</p> <p>◆廃食用油の資源化 廃食用油をガソリンスタンドで回収し、資源化する取組を市民に広くPRし、廃食用油の資源化を推進します。</p>
焼却残さの再資源化	◆上越市クリーンセンターで発生する焼却残さは、施設運営に当たる委託業者との連携を図りながら、セメントの原料等への再資源化を推進します。
小売業における店頭回収	スーパーや店舗などの小売店における資源物の店頭回収を推奨するとともに、その回収量の把握に努めます。

基本方針 2 資源化の推進	
基本施策 2-3 資源循環ビジネスの創出	
取組施策	基本施策に関するこれまでの主な取組
バイオマス利活用の推進	<p>◆民間施設と連携し、家庭から排出される生活系生ごみの全量資源化（バイオガス化、堆肥化）を行いました。また、事業系生ごみについては、食品関係事業者に対し、上越食品衛生協会（（公社）新潟県食品衛生協会の支部）を通じて動植物性残さ等のリサイクルを呼び掛けました。</p> <p>◆廃食用油をガソリンスタンドで回収する取組について、家庭ごみの分け方出し方ガイド、ホームページを通じて広く周知し、資源化を推進しました。</p>
焼却残さの再資源化	◆市クリーンセンターで発生する焼却残さは、施設運営に当たる事業者からの協力を得て、セメントの原料等への資源化を推進しました。
小売業における店頭回収	◆リサイクル推進店認定制度で生活用品等の小売販売店をリサイクル推進店として認定することにより、資源物（ペットボトル、食品トレイ（白色トレイ）、牛乳パック）の店頭回収を促進しました。

基本方針 2 資源化の推進	
基本施策 2-3 資源循環ビジネスの創出	
取組施策	今後の課題
バイオマス利活用の推進	<p>◆引き続き、民間施設と連携し、家庭から排出される生活系生ごみの全量資源化（バイオガス化、堆肥化）を行うとともに、事業系生ごみについても、食品関係事業者に対し、動植物性残さのリサイクルを呼び掛けていく必要があります。</p> <p>◆引き続き、廃食用油の資源化を推進するため、市民に対する取組の周知、回収協力店の確保が必要です。</p>
焼却残さの再資源化	<p>◆当市の焼却残さをセメント原料として使用していた事業者がセメント事業から撤退したことなどから、資源化量が減少しています。</p> <p>◆製品は、最終的に市場において需給量が決まるものであるため、当市の焼却残さを原料として使用できる量も、市場の動向により増減すること、また、物価の上昇により資源化に要する経費が増嵩傾向となっていることから、財政計画等の当市の上位計画と整合を図りながら、焼却灰の資源化を推進する必要があります。</p>
小売業における店頭回収	◆リサイクル推進店認定制度による新規リサイクル推進店を確保し、資源物の店頭回収を推進することにより、市民による再資源化の取組を促進します。

基本方針 2 資源化の推進		
基本施策 2-3 資源循環ビジネスの創出		
取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
バイオマス利活用の推進	○	<p>◆生ごみの資源化 民間施設と連携し、家庭から排出される生活系生ごみの全量資源化に取り組みます。また、食品関係事業者等に対し、事業系生ごみのリサイクルを呼び掛けます。</p> <p>◆廃食用油の資源化 廃食用油をガソリンスタンドで回収し、資源化に取り組みます。家庭ごみの分け方出し方ガイドやホームページを通じ、取組を広く周知するとともに、回収協力店の確保に努めます。</p> <p>◆バイオマスプラスチックの利用 二酸化炭素排出量の削減など環境負荷低減の観点から、市指定ごみ袋の原料に、植物など生物資源から作られるバイオマスプラスチックを使用します。</p> <p>◆剪定枝の資源化 ごみの減量化を推進するため、燃やせるごみとして処理している剪定枝の資源化に向け、調査研究を行います。</p>
焼却残さの再資源化	○	市クリーンセンターで発生する焼却残さは、施設運営に当たる委託業者との連携を図りながら、セメントの原料等への再資源化を推進します。
小売業における店頭回収	×	※取組施策「資源物の拠点収集」に統合します。

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-1 収集・運搬システムの効率化

取組施策	内容・個別事業等
集積所の 新設・修繕等 に対する支援	ごみ排出時の利便性や収集業務の効率化を考慮したうえで、地域の状況に合わせて集積所の管理は引き続き各町内会等が実施します。各町内会が管理する集積所の新設・修繕等に対する補助金を交付し支援を引き続き行います。
効率的な 収集体制の 整備	住宅団地の開発やアパートの建設に伴うごみ集積所の増加など、状況の変化を踏まえつつ、効率的な収集体制を整備します。

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-1 収集・運搬システムの効率化

基本施策に関するこれまでの主な取組	
<p>◆生活環境の保全と収集効率の向上を図るため、町内会が行うごみ集積施設の設置や修繕等に要する費用の一部を補助し、集積所の適正な管理を推進しました。</p> <p>◆住宅団地の開発事業者、集合住宅の管理者、地元町内会とごみ集積所の設置、利用について協議し、収集の効率化を図りました。</p>	

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-1 収集・運搬システムの効率化

今後の課題	
<p>◆ごみ集積所の設置や管理については、ごみ処理の効率性の観点、また、環境の美化、公衆衛生の向上の観点を含め、各町内会の協力が不可欠であることから、引き続き、町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕等に対して、補助金を交付することにより、ごみを排出しやすい環境整備を進めます。</p> <p>◆人口減少が進む一方で、核家族化や単独世帯の増加などにより、住宅団地の造成、集合住宅の建設が想定されることから、引き続き、町内会等関係者と集積所の新設、再配置について協議するとともに、効率的な収集体制を整備する必要があります。</p>	

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-1 収集・運搬システムの効率化

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
集積所の 新設・修繕等 に対する支 援	○	ごみ集積所の設置や管理については、ごみ処理の効率性の観点、また、環境の美化、公衆衛生の向上の観点を含め、各町内会の協力が不可欠であることから、引き続き、町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕等に対して、補助金を交付することにより、ごみを排出しやすい環境整備を進めます。
効率的な収 集体制の整 備	○	人口減少、高齢化、核家族化の進行などの社会変化、住宅団地の開発や集合住宅の建設等に伴うごみ集積所の新設、再配置などを踏まえ、効率的な収集運搬体制を整備します。



基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-2 適正な施設管理と整備の推進

取組施策	内容・個別事業等
周辺環境に配慮した管理・運営	焼却施設、最終処分場については、施設の適正な維持管理に努めるとともに、周辺環境に配慮した管理・運営を実施します。 埋め立てが完了した最終処分場や遮水工、浸出水処理施設がない処分場についてはごみの搬入を停止していますが、周辺環境を汚染することが無いよう水質調査による監視を継続しながら、適正閉鎖に向けた手続きを進めていきます。
施設の継続的な修繕・整備	各施設の定期的な点検・補修等により、焼却施設の適正な運転・管理に努めます。また、自前の最終処分場の確保が求められていましたが、民間事業者との連携強化を進めるとともに、ごみの発生・排出抑制や焼却残さの再生利用等に取り組、最終処分量を削減するほか、新潟県が整備を計画する広域最終処分場の立地に協力し、整備実現を目指します。
資源物等の貯留施設の整備	既存施設の効率性や安定性の課題を解消し、ごみ、資源物の分別・収集・処理体制のさらなる強化を図るため（仮称）上越市ストックヤードを整備します。

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-2 適正な施設管理と整備の推進

基本施策に関するこれまでの主な取組
<p>◆焼却施設、最終処分場については、施設の適正な維持管理に努めるとともに、周辺環境に配慮した管理・運営を実施しました。</p> <p>◆施設の定期的な点検・補修等により、焼却施設の適正な運転・管理を行いました。</p> <p>◆令和5年9月から、資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）の供用を開始し、びん・乾電池・ライター類の適正かつ効率的・安定的な処理・保管を行いました。</p>

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-2 適正な施設管理と整備の推進

今後の課題
<p>◆施設の適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した管理・運営を継続します。</p> <p>◆経年により施設能力の低下はありますが、施設の定期的な点検・補修等により、焼却施設の適正な運転・管理を継続します。</p> <p>◆施設の効率的な運用、適正な維持管理に努めていきます。</p>

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-2 適正な施設管理と整備の推進

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
周辺環境に配慮した管理・運営	○	焼却施設、最終処分場については、施設の適正な維持管理に努めるとともに、周辺環境に配慮した管理・運営を実施します。
施設の継続的な修繕・整備	○	施設の定期的な点検・補修等により、焼却施設の適正な運転・管理に努めます。
資源物等の貯留施設の整備	○	施設の効率的な運用、適正な維持管理に努めていきます。

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-3 関係機関等との連携

取組施策	内容・個別事業等
環境美化の促進や不法投棄防止について連携した活動の展開	<p>上越市環境政策審議会との連携により、本市が実施しているごみ減量のための施策について意見を求めるなど、行政内部だけでなく、外部の意見も積極的に取り入れて、ごみ減量を推進します。</p> <p>また、不法投棄防止のための活動を行っている、上越市不法投棄防止情報連絡協議会や上越市海岸線環境美化促進協議会等との連携を強化し、不法投棄防止及び環境美化の促進にも努めます。</p>
不法投棄の早期回収と対応	<p>美しいまちづくりのため、通報により（仮称）生活環境衛生作業整理員が回収するほか、郵便局との包括的な連携協定の活用や県関係課との情報共有により早期発見・早期回収を行います。また、広報紙はもとより、高校生、新社会人及び町内会への出前講座、環境フェア等のイベントや、SNS などを通じてごみを捨てない環境づくりの啓発を推進します。</p> <p>不法投棄が後を絶たず、良好な生活環境を保全するうえで大きな問題となっているため、ごみの適正処理について市民や事業者に対して啓発を行うとともに、不法投棄に対しては、廃棄物処理法の罰則規定に基づき厳格に対処します。また、不法投棄の対象とされる民有地については、土地の所有者・管理者へ防止対策の指導・要請を行います。さらに、ポイ捨て防止についても啓発活動を実施していきます。</p>
適切な処理ルート確保と関連事業者等との連携の強化	<p>廃棄物処理法に基づき、国が指定した適正処理困難物は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）</li> <li>・廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）</li> <li>・廃電機冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）</li> <li>・廃スプリングマットレス</li> </ul> <p>適正処理困難物については、市ホームページや各家庭に配布した「家庭ごみの分け方出し方ガイド」や広報紙等により、市民が一般廃棄物処理業者や販売事業者等に直接依頼することによって、収集・運搬を含めた適正処理を行うよう周知します。</p>
安全性や秘匿性を考慮した回収及び処理	<p>在宅医療廃棄物は一般廃棄物として取り扱うことになっていますが、在宅医療廃棄物の中には注射針等、感染性の危険性があるほか、患者のプライバシーへの配慮から、安全性や秘匿性に配慮した回収・処理を図る必要があります。</p> <p>このため、注射針等の鋭利なものは医療関係機関へ患者・家族が持ち込み、感染性廃棄物として処理します。</p> <p>また、プラスチック製容器包装識別マークの表示がある輸液のビニールバッグ等類については集積所への排出も可能としますが、衛生上の理由から感染性や危険性を有しないチューブ類と同様に、燃やせるごみとして、収集・処理を行います。</p>

### 基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

#### 基本施策3-3 関係機関等との連携

##### 基本施策に関するこれまでの主な取組

- ◆上越市環境政策審議会をはじめとした関係機関等と連携し、ごみ減量、不法投棄防止及び環境美化の促進に努めました。
- ◆不法投棄については、環境パトロール員や職員によるパトロールや回収の実施、LINE を活用した市民からの不法投棄の通報受付、広報やイベントなどを通じて啓発活動を実施しました。
- ◆市では収集しない適正処理困難物については、ホームページや家庭ごみの分け方出し方ガイドに処理先及び収集運搬の方法を含め記載し、適正な処理を行うよう周知しました。
- ◆在宅医療により家庭から排出される医療廃棄物のうち、注射針や注射器など感染性や危険性を有しているものは、医療機関や薬局に持ち込むこと、また、感染性や危険性を有していない、注射筒、チューブ・カテーテル類などは集積所に排出するよう、家庭ごみの分け方出し方ガイドやホームページを通じて周知しました。

### 基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

#### 基本施策3-3 関係機関等との連携

##### 今後の課題

- ◆市では収集しない適正処理困難物については、不法投棄や不適正な処理につながるおそれがあることから、引き続き、関係事業者等と連携しながら、適正な処理ルート確保に努める必要があります。
- ◆高齢化の進展と医療技術の進歩とともに、一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、家庭から排出される在宅医療廃棄物の増加が見込まれることから、医療機関等と連携しながら、安全性や秘匿性に配慮した回収・処理を継続する必要があります。

基本方針3 効率的なごみ処理システムの整備推進

基本施策3-3 関係機関等との連携

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
環境美化の促進や不法投棄防止について連携した活動の展開	○	<p>上越市環境政策審議会との連携により、本市当局が実施しているごみ減量のための施策について意見を求めるなど、行政内部だけでなく、外部の意見も積極的に取り入れて、ごみ減量を推進します。</p> <p>また、不法投棄防止のための活動を行っている、上越市不法投棄防止情報連絡協議会や上越市海岸線環境美化促進協議会との連携を強化し、不法投棄防止及び環境美化の促進にも努めます。</p>
不法投棄の早期回収と対応	○	<p>生活環境課職員によるパトロール、郵便局との包括連携協定やLINEによる通報の活用、関係機関との情報共有により早期発見・早期回収を行います。</p> <p>広報紙、出前講座、環境フェア等のイベントを通じてごみの適正処理と不法投棄の防止について啓発を推進します。</p> <p>不法投棄に対しては県や警察と連携して厳格に対処します。</p>
適切な処理ルート確保と関連事業者等との連携強化	○	<p>市では収集・処理できない処理困難物について、製造販売事業者や一般廃棄物処理業者等と連携し、適正なルートの確保に努めるとともに、家庭ごみの分け方出し方ガイドやホームページ等を通じて処理方法を周知します。</p>
安全性や秘匿性を考慮した回収及び処理	○	<p>高齢化の進展と医療技術の進歩とともに、一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、在宅医療廃棄物の増加が見込まれます。在宅医療廃棄物の中には、注射器や注射針など感染性や危険性を有しているものがあるほか、患者のプライバシーへの配慮も求められることから、医療機関等と連携しながら、安全性や秘匿性に配慮した回収・処理に努めます。</p>

■生活排水処理基本計画

基本方針 1 生活排水処理施設の整備推進

基本施策 1-1 集合処理区域における接続促進

取組施策	内容・個別事業等
集合処理区域における接続促進	<p>公共下水道の未普及地域の早期解消を目指し、整備を進めます。また、公共下水道や農業集落排水施設等で集合処理区域としての整備が完了している区域においては、未接続世帯の接続を推進していきます。</p> <p>【公共下水道】 下水道整備が完了した区域においては、関係部署が連携し、未接続世帯の接続を推進していきます。</p> <p>【農業集落排水施設】 農業集落排水施設整備区域（整備完了）においては、下水道と同様に引き続き関連部署が連携し、未接続世帯の接続を推進していきます。</p>

基本方針 1 生活排水処理施設の整備推進

基本施策 1-2 合併処理浄化槽の整備推進

取組施策	内容・個別事業等
合併処理浄化槽の整備推進	<p>当市では、下水道や農業集落排水施設の整備区域外では合併処理浄化槽の整備を推進しています。合併処理浄化槽の個人設置については、「浄化槽設置整備事業」による設置費補助制度を設け、合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助金を交付しています。</p> <p>なお、合併処理浄化槽を設置するために単独処理浄化槽を撤去する市民には、撤去費用の一部（上限 9 万円：条件あり）を設置費補助に上乗せして補助しています。</p> <p>今後も、これらの事業の継続により、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備を推進していきます。</p>

基本方針1 生活排水処理施設の整備推進

基本施策1-1 集合処理区域における接続促進

基本施策1-2 合併処理浄化槽の整備推進

基本施策に関するこれまでの主な取組

【公共下水道】

推進員による訪問件数

R3 8732件

R4 9038件

R5 9137件

【農業集落排水施設】

未接続世帯へ接続の依頼文書を郵送

R3 416件

R4 398件

R5 398件

【補助金交付実績】

R3 60件 26,422千円

R4 75件 31,570千円

R5 85件 74,628千円

基本方針1 生活排水処理施設の整備推進

基本施策1-1 集合処理区域における接続促進

基本施策1-2 合併処理浄化槽の整備推進

今後の課題

◆未接続世帯で接続を躊躇している世帯の中で、浄化槽を使用し不便を感じない世帯や借家、アパートなどに推進活動を重点的に行い接続につなげる。また、日中不在のお宅には面会できる時間帯に集中的に訪問を検討します。

◆目標とする汚水処理人口普及率を達成するため、合併処理浄化槽設置費補助金について周知し、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置替え促進に努めます。

基本方針1 生活排水処理施設の整備推進

基本施策1-1 集合処理区域における接続促進

基本施策1-2 合併処理浄化槽の整備推進

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
集合処理区域における接続促進	○	<p>公共下水道の未普及地域の早期解消を目指し、整備を進めます。また、公共下水道や農業集落排水施設で集合処理区域としての整備が完了している区域においては、未接続世帯の接続を推進していきます。</p> <p>【公共下水道】 下水道整備が完了した区域においては、未接続世帯の接続を推進していきます。</p> <p>【農業集落排水施設】 農業集落排水施設整備区域（整備完了）においては、下水道と同様に引き続き未接続世帯の接続を推進していきます。</p>
合併処理浄化槽の整備推進	○	<p>当市では、下水道や農業集落排水施設の整備区域外では合併処理浄化槽の整備を推進しています。合併処理浄化槽の個人設置については、「合併処理浄化槽設置費補助金」を設け、合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助金を交付することで推進を図っています。</p> <p>なお、公共下水道整備区域の見直しにより、汚水処理整備手法を転換した区域においては、補助金の限度額を引き上げ、合併処理浄化槽の設置促進に取り組んでいきます。</p>

基本方針 2 し尿浄化槽汚泥の計画的な処理

基本施策 2-1 収集・運搬体制の強化・効率化

取組施策	内容・個別事業等
収集・運搬体制の強化・効率化	<p>現在、委託業者と許可業者により、し尿・浄化槽汚泥を収集運搬し、汚泥リサイクルパークに搬入しています。引き続き、収集・運搬業者と連携を図り、収集サービスの向上や衛生面の強化を図っていきます。</p> <p>また、今後のし尿減少が見込まれる中、想定される問題点を洗い出し、安定的な収集体制を確保できるよう検討していきます。</p>

基本方針 2 し尿浄化槽汚泥の計画的な処理

基本施策 2-2 適正な汚泥処理を行うための施設整備

取組施策	内容・個別事業等
適正な汚泥処理を行うための施設整備	<p>汚泥リサイクルパークに受け入れている、し尿・浄化槽汚泥を適切に処理していくため、施設等の定期修繕を実施し、安定した処理を継続していきます。</p>

基本方針 2 し尿浄化槽汚泥の計画的な処理

基本施策 2-1 収集・運搬体制の強化・効率化

基本施策 2-2 適正な汚泥処理を行うための施設整備

基本施策に関するこれまでの主な取組	
<p>◆消費増税、社会情勢の変化等により手数料及び委託料の改定を行いました。</p> <p>◆し尿収集運搬業務に係る経費や車両運行状況の調査を行い、手数料及び委託料の改定について事業者と意見交換を行いました。</p> <p>◆全市域から汚泥リサイクルパークへ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りました。</p>	



基本方針 2 し尿浄化槽汚泥の計画的な処理

基本施策 2-1 収集・運搬体制の強化・効率化

今後の課題

し尿や浄化槽汚泥量が減少するとともに、くみ取り箇所が点在化するため、業務効率が低下する可能性があり、安定的な収集体制を確保できるよう検討が必要です。

基本方針 2 し尿浄化槽汚泥の計画的な処理

基本施策 2-2 適正な汚泥処理を行うための施設整備

今後の課題

- ・ 処理施設の供用開始から 20 年以上が経過し、各処理機器の劣化が進んでいるため、設備の計画的な更新及び修繕を行っていきます。
- ・ 搬入汚泥の性状に合わせ、処理機器や配管の清掃回数を増加するなど、引き続き性状に適した施設の運転・維持管理を行っていきます。

基本方針 2 し尿浄化槽汚泥の計画的な処理

基本施策 2-1 収集・運搬体制の強化・効率化

基本施策 2-2 適正な汚泥処理を行うための施設整備

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
収集・運搬体制の強化・効率化	○	現在、委託業者と許可業者により、し尿・浄化槽汚泥を収集運搬し、汚泥リサイクルパークに搬入しています。引き続き、収集・運搬業者と連携を図り、収集サービスの向上や衛生面の強化を図っていきます。 また、今後のし尿減少が見込まれる中、想定される問題点を洗い出し、安定的な収集体制を確保できるよう検討していきます。
適正な汚泥処理を行うための施設整備	○	全市域から搬入されるし尿及び浄化槽汚泥を汚泥リサイクルパークにおいて、良質な水質及び万全な臭気対策等を実施し、適正かつ安定した処理を行っていきます。 また、し尿及び浄化槽汚泥処理工程で排出される汚泥から発生するメタンガスを燃料にした、バイオガスボイラーを活用することにより、環境負荷の軽減を図るとともに汚泥を乾燥・肥料化し市民に販売します。

基本方針3 生活排水処理に係る支援・情報公開

基本施策3-1 生活排水処理施策の情報提供・周知

取組施策	内容・個別事業等
生活排水処理施策の情報提供・周知	<p>生活排水処理の必要性や重要性を市民や事業者へ周知していくため、当市の生活排水処理に関する施策（施設整備状況、支援制度等）や水環境に関する啓発資料を、市民や事業者へ積極的に情報提供を行います。</p> <p>また、水質環境調査データを「上越市の環境」に掲載して、当市の水環境の状況を公表するほか、施設整備に関する支援制度を掲載するとともに「広報上越」にも掲載するなど広く周知していきます。</p>

基本方針3 生活排水処理に係る支援・情報公開

基本施策3-2 接続推進に係る支援の実施

取組施策	内容・個別事業等
接続推進に係る支援の実施	<p>当市では、下水道や農業集落排水施設の整備区域における接続を推進していくために、市民・事業者向けの支援制度を設けています。今後もこれらの制度を維持していくとともに、制度の要件の更新など必要な見直しを行っていきます。</p> <p>&lt;排水設備設置資金融資制度&gt; 一般家庭で公共下水道や農業集落排水へ接続する排水設備の設置（新設または改築）に対して、必要な資金を融資する制度</p> <p>&lt;排水設備設置資金利子補給制度&gt; 平成26年度以降に排水設備設置資金融資制度を利用された方に対し、1年間に支払った利子分を補助金として交付する制度（実質無利子）</p> <p>&lt;排水設備工事費助成制度&gt; 公共下水道や農業集落排水、浄化槽に接続される生活保護世帯及び低所得世帯の方に対し排水設備の設置にかかる費用の一部を助成する制度</p> <p>&lt;共同排水設備等工事費助成制度&gt; 下水道整備区域で、私道または私道以外の私有地（私道等）に共同排水設備を設置・補修する人に対し交付する助成金制度で、所有者の異なる家屋が2戸以上共同で排水設備を設置する時に工事費用の8割を助成する制度</p>

基本方針3 生活排水処理に係る支援・情報公開

基本施策3-1 生活排水処理施策の情報提供・周知

基本施策3-2 接続推進に係る支援の実施

基本施策に関するこれまでの主な取組

◆環境フェアに参加した際は、生活排水処理に関する施策の説明や啓発資料の配布を行いました。

◆「広報上越9月号」への掲載による、下水道事業の概要と支援制度を周知しました。

◆排水設備設置資金融資実績（新規利用）

	【公共下水道】	【農業集落排水】
R3	2件 1,580千円	0件
R4	1件 410千円	0件
R5	1件 730千円	0件

◆排水設備設置資金利子補給交付実績

	【公共下水道】	【農業集落排水】
R3	27件 98千円	4件 20千円
R4	22件 80千円	3件 15千円
R5	20件 64千円	3件 11千円

◆排水設備工事費助成実績

	【公共下水道】	【農業集落排水】
R3	15件 917千円	0件
R4	12件 1,125千円	1件 97千円
R5	8件 588千円	0件

◆共同排水設備等工事費助成実績

	【公共下水道】	【農業集落排水】
R3	1件 2,503千円	0件
R4	1件 858千円	0件
R5	0件	0件

基本方針3 生活排水処理に係る支援・情報公開

基本施策3-1 生活排水処理施策の情報提供・周知

基本施策3-2 接続推進に係る支援の実施

今後の課題

◆これまで以上に広く情報提供を行い、生活排水処理の必要性や重要性に対して関心を抱いてもらえるよう努めます。

◆支援制度の利用件数が減少傾向にあります。

◆接続促進訪問時に支援制度についての説明や市ホームページへの掲載を継続し、公共下水道・農業集落排水への接続促進に努めます。

基本方針3 生活排水処理に係る支援・情報公開

基本施策3-1 生活排水処理施策の情報提供・周知

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
生活排水処理施策の情報提供・周知	○	生活排水処理の必要性や重要性を市民や事業者へ周知していくため、当市の生活排水処理に関する施策（施設整備状況、支援制度等）や水環境に関する啓発資料を、市民や事業者へ積極的に情報提供を行います。 また、水質環境調査データを「上越市の環境」に掲載して、当市の水環境の状況を公表するほか、施設整備に関する支援制度を掲載するとともに「広報上越」にも掲載するなど広く周知していきます。

基本方針3 生活排水処理に係る支援・情報公開

基本施策3-2 接続推進に係る支援の実施

取組施策	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
接続推進に係る支援の実施	○	当市では、下水道や農業集落排水施設の整備区域における接続を推進していくために、市民・事業者向けの支援制度を設けています。今後もこれらの制度を維持していくとともに、制度の要件の更新など必要な見直しを行っていきます。  <排水設備設置資金融資制度> 一般家庭で公共下水道や農業集落排水へ接続する排水設備の設置（新設または改築）に対して、必要な資金を融資する制度  <排水設備設置資金利子補給制度> 平成26年度以降に排水設備設置資金融資制度を利用された方に対し、1年間に支払った利子分を補助金として交付する制度（実質無利子）  <排水設備工事費助成制度> 公共下水道や農業集落排水、浄化槽に接続される生活保護世帯及び低所得世帯の方に対し排水設備の設置にかかる費用の一部を助成する制度  <共同排水設備等工事費助成制度> 下水道整備区域で、私道または私道以外の私有地（私道等）に共同排水設備を設置・補修する人に対し交付する助成金制度で、所有者の異なる家屋が2戸以上共同で排水設備を設置する時に工事費用の8割を助成する制度

■災害廃棄物処理計画

基本方針 1 災害廃棄物処理体制の整備		
基本施策 ー		
取組施策	内容・個別事業等	
-	災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備します	

基本方針 1 災害廃棄物処理体制の整備		
基本施策 ー		
基本施策に関するこれまでの主な取組		
上越市災害対策本部の組織運営規定により、発災時の災害廃棄物対策組織として応急対策部に生活環境班を設置し、総務、収集、施設処理の担当を定めています。		

基本方針 1 災害廃棄物処理体制の整備		
基本施策 ー		
今後の課題		
課単位の業務分担となっているため、担当者と業務内容を整理する必要があります。		

基本方針	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
1 災害廃棄物処理体制の整備	○	通常業務との関連性、発災時の業務量、必要な人員などを考慮して、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう平時から災害廃棄物処理体制（組織、人員、スキル、物品等）を整備します。

基本方針 2 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施	
基本施策	
取組施策	内容・個別事業等
-	災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することを目指します。

基本方針 2 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施	
基本施策 -	
基本施策に関するこれまでの主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理基本計画の策定</li> <li>・ 災害廃棄物関連研修会への職員の参加</li> <li>・ 災害廃棄物処理に関する情報収集</li> <li>・ 能登半島地震など災害廃棄物処理の実施</li> </ul>	

基本方針 2 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施	
基本施策 -	
今後の課題	
災害発生時対応への平時からの備え	

基本方針	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
2 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物関連研修会への職員の参加</li> <li>・ 災害廃棄物処理に関する情報収集</li> <li>・ 災害廃棄物発生時対応の想定</li> </ul>

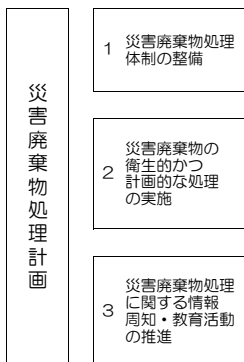
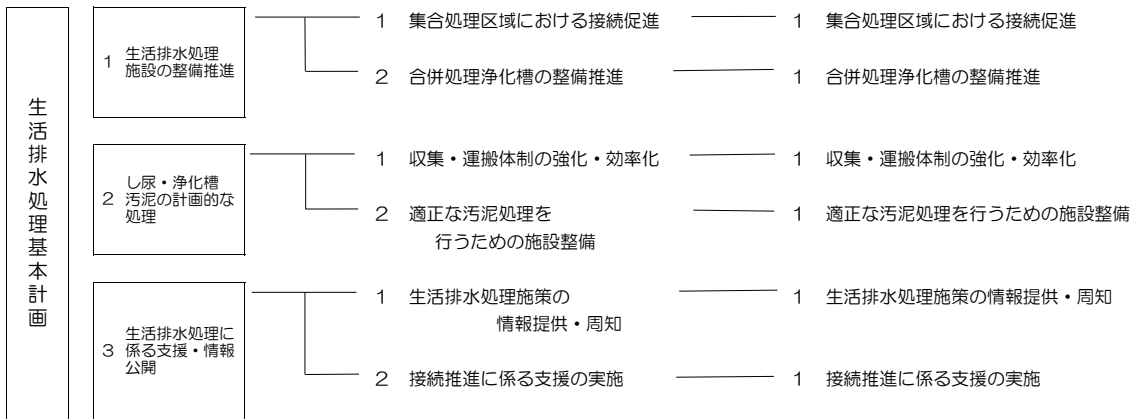
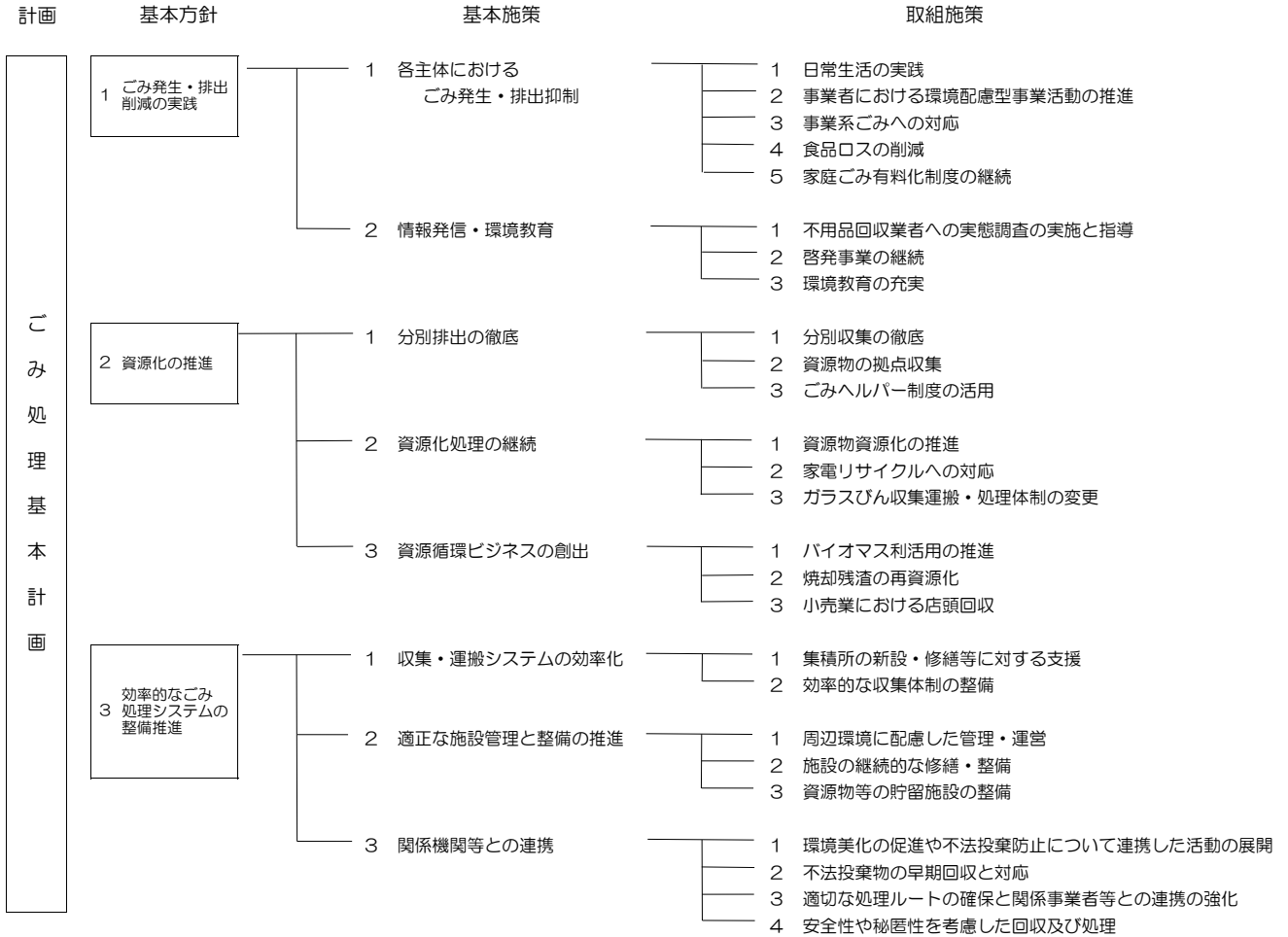
基本方針3 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進	
基本施策	
取組施策	内容・個別事業等
-	災害時に市全体で対応できるように、平時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

基本方針3 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進	
基本施策 -	
基本施策に関するこれまでの主な取組	
災害廃棄物処理計画の市ホームページへの掲載	

基本方針3 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進	
基本施策 -	
今後の課題	
市民、事業者を対象とする情報周知や教育活動の充実	

基本方針	次期計画への掲載	内容・個別事業等（案）
3 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進	○	平時の災害廃棄物処理に関する情報提供（分別、収集、禁止事項など） 災害時に提供する災害廃棄物情報と情報伝達手段の検討、準備

# 現行計画の基本方針に基づく基本施策と取組施策の体系





## ごみ処理基本計画

## 資料 2

### 1 ごみ排出量削減目標

#### (1) 目標及び達成状況

目標	最終目標年度(令和6年度)において、 ごみ総排出量57,686t、1人1日当たり排出量 865gを目指します。			
達成状況	平成25年度 (基準年度)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	達成 見込
	69,975t	61,018t	57,686t	×
949(g/人日)	909(g/人日)	865(g/人日)	×	

#### (2) 分析

現計画(令和2年3月改定)で定めた令和6年度の最終目標値は、平成30年度に環境省が策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」の令和7年度目標値である「総排出量1人1日当たり850g」の達成に向け設定したものである。

ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量は、人口減少のほか、市民のごみ減量への意識の高まりやごみ処理有料化に対する理解と協力が得られ、減少傾向にあるものの、令和6年度の最終目標を達成することは困難な状況にある。

目標達成が困難な要因として、コロナ禍による生活環境の変化などにより、一時的にごみの排出量が増加したことや、単身世帯の増加、核家族化の進行などにより、世帯数が増加したことなどが考えられる。これは、家庭ごみにも、例えば新聞・折込広告のように、世帯人数に影響を受けず、世帯として消費されるものがあることや、私たちの生活は、勤務時間帯が夜間や早朝に広がっていることなどを背景に、24時間中いつでも誰かが活動する生活の24時間化が進んでおり、こうした生活スタイルの変化も影響しているものと考えている。

#### (3) 次期目標(案)

目標	最終目標年度(令和16年度)において、 ごみ総排出量45,541t、1人1日当たりごみ排出量 785(g/人日)を目指します。		
数値目標	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
	61,018t	51,814t	45,541t
909(g/人日)	842(g/人日)	785(g/人日)	

#### ◆目標値の算出について

市民や事業者の環境に対する意識を更に醸成していくとともに、3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))や食品ロス削減の具体的な取組方法を各々が認識し、日常で実践につなげられるよう、きめ細かで多様な情報提供や普及啓発活動に積極的に取り組むことで、削減目標の達成を目指す。「1人1日当たりごみ排出量」については、生活系、事業系ともに減少傾向にあることから、近年の減少率を基に算出した。「ごみ総排出量」については、「1人1日当たりごみ排出量」に、推計人口と年間日数を乗じて算出した。

# ごみ処理基本計画

## 2 資源化目標

### (1) 目標及び達成状況

目標	最終目標年度(令和6年度)において、分別の徹底や再資源化の推進により、生活系ごみのリサイクル率を50%以上に引き上げることを目指します。			
達成状況	平成25年度 (基準年度)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	達成見込
	48.1%	38.6%	50.0%以上	×

### (2) 分析

現計画(令和2年3月改定)で定めた目標値については、中間改定時には未達成だったものの、平成26年度から平成28年度の3年間は、目標値50%以上を達成していたことを踏まえ、これを維持することとしたものである。

家庭ごみの総排出量が減少傾向にある中、特に資源物量の大幅な減少に伴い、直近10年間(平成25年度から令和5年度)でリサイクル率は、9.5ポイント減となったため、令和6年度の最終目標を達成することは困難な状況にある。

資源物は、新聞雑誌類の電子媒体への移行、また、食に関して労力や時間の短縮を求める消費者ニーズの変化等により生ごみが減少傾向にある一方、分別誤りにより、本来リサイクル可能な資源物が燃やせるごみとして排出されていることもあることから、引き続き、適正な分別を呼び掛け、リサイクル率の向上に努める必要がある。

### (3) 次期目標(案)

目標	最終目標年度(令和16年度)において、分別の徹底や再資源化の推進により、生活系ごみのリサイクル率を40.0%以上に引き上げることを目指します。		
数値目標	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (目標)	令和16年度 (最終目標)
	38.6%	39.8%	40.0%以上

### ◆目標値の算出について

現計画のリサイクル率は、基準値(平成25年度)が48.1%、最終目標値(令和6年度)が50%以上と約2ポイント上昇させる目標設定となっている。

リサイクル率は、過去の推移を見ても変動が大きく、また、ペーパーレス化、デジタル化、食の外部化(外食・中食)など暮らしと社会の変化等により、資源物の排出量の減少が続いており、目標値の算出、大幅な上昇を見込むことは困難な状況にある。

こうした状況を踏まえ、次期計画のリサイクル率においても、現計画同様、基準値(令和5年度)の38.6%を約2ポイント上昇させることを目標に、最終目標値(令和16年度)を「40.0%以上」とした。

燃やせるごみとして排出されていることもある資源物の分別徹底の取組を推進し、生活系ごみ排出量のうち、燃やせるごみの占める割合が減り、資源物の占める割合が増えるよう努めることで、リサイクル率40.0%以上の達成を目指す。

# ごみ処理基本計画

## 3 最終処分量の目標

### (1) 目標及び達成状況

目標	最終目標年度(令和6年度)までに、最終処分量を平成25年度に比して、70%以上の削減を目指します。			
達成状況	平成25年度 (基準年度)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	達成見込
	10,378t	4,782t (▲54%)	2,778t (▲73%)	×

### (2) 分析

コロナ禍における行動変容により、クリーンセンターで処理する燃やせるごみの量が増加から横這い傾向で推移しており、焼却後に生じる焼却残さの量が減少していないこと、また、当市の焼却残さをセメント原料として使用していた事業者がセメント事業から撤退したことなどから、資源化量が減少し、適正処理のため最終処分していることにより、最終処分量の目標は未達となる見込みである。

製品は、最終的に市場において需給量が決まるものであるため、当市の焼却残さを原料として使用できる量も、市場の動向により増減すること、また、物価の上昇により資源化に要する経費が増嵩傾向となっていることから、財政計画等の当市の上位計画と整合を図りながら、焼却灰の資源化を推進することで、最終処分量の減量に引き続き取り組む。

### (3) 次期目標(案)

目標	最終目標年度(令和16年度)までに、最終処分量を令和5年度に比して、39%以上の削減を目指します。		
数値目標	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間)	令和16年度 (目標)
	4,782t	3,766t (▲21%)	2,926t (▲39%)

### ◆目標値の算出について

現計画の目標値は、クリーンセンターの供用開始に合わせて、それまで最終処分(埋立)していた燃やせないごみを破碎した後の残さを焼却処理により減容化した後、処理する方法に改めることなどを踏まえて、73%の削減と設定していた。

現状では、資源化事業者の事業停止や物価高騰により処理経費が増嵩するなど、焼却処理後の残さの資源化を取り巻く社会情勢の変化があるものの、循環型社会形成の推進に向け、焼却処理後の残さの発生量に占める最終処分量の割合を、令和5年度を基準年として、1年当たり1%ずつ削減する目標とした。

具体的な算出方法は、ごみ排出量削減目標を基に、燃やせるごみ量から焼却処理後の残さの発生量を算出し、焼却処理後に生じる残さの全体量のうち最終処分する量の割合を、1年当たり1%ずつ削減した場合の数値を目標として設定した。また、燃やせるごみの焼却処理により生じる残さ量は、経年による機能低下はあるものの、基準年度の実績(13.7%)を維持することを条件として算出している。

# ごみ処理基本計画

## 4 広域最終処分場整備に関する目標

### (1) 目標及び達成状況

目標	災害廃棄物などの処理に対応するため、新潟県が計画する広域最終処分場の立地について協力し整備実現を目指します。			
達成状況	平成25年度 (基準年度)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	達成見込
	未整備	新潟県及び公益財団法人新潟県環境保全事業団が行う整備予定地の周辺住民に対する説明等の取組に支援、協力	新潟県及び公益財団法人新潟県環境保全事業団が行う整備予定地の周辺住民に対する説明等の取組に支援、協力	—

### (2) 分析

新潟県及び公益財団法人新潟県環境保全事業団が行う整備予定地の周辺住民に対する説明等の取組に支援、協力を行い、令和3年3月には新潟県が5か所の候補地を選定し、令和3年度には、柿崎区竹鼻及び同区下中山の2地区を建設予定地として絞り込みを行った。令和4年度以降は、令和13年度の供用開始を目指し、基本構想策定、地形測量、地表地質調査、環境影響評価(方法書、環境現況調査、準備書)、地域振興策の検討を行っている。

### (3) 次期目標(案)

目標	市内の経済活動を支えるとともに災害対応の強化を図るため、新潟県及び事業主体である公益財団法人新潟県環境保全事業団が、進める上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組に協力、支援を行い、令和13年度の供用開始を目指します。
----	--

# 食品ロス削減推進計画

## 食品ロス削減に関する目標

### 1 目標(案)

	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
目標1	問題を認知して複数の取組を実践する市民の割合90.5%	問題を認知して複数の取組を実践する市民の割合を92.3%以上とする。	問題を認知して複数の取組を実践する市民の割合を94%以上とする。
目標2	食品ロス量 1,462トン	生活系食品ロス量を令和16年度までに1,396トン以下にする。	生活系食品ロス量を令和16年度までに1,338トン以下にする。

### 2 策定に当たった考え方

#### (1) 策定の趣旨

食品ロスの削減は、SDGs（持続可能な開発目標）に盛り込まれた国際的な課題であるだけでなく、家計の節約や事業者の製造・販売・流通コストの削減、当市の廃棄物処理経費の削減にもつながる身近な問題となっている。

こうした状況を踏まえ、食品ロス削減に関する基本理念や、消費者・事業者・関係団体・行政に求められる役割と行動、当市の施策の方向性等について明らかにした本計画を定めるものである。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、令和元年5月に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ策定する市町村食品ロス削減推進計画として位置付ける。

### 3 目標値の算出について

#### 目標1:

・現状割合90.5%（令和5年12月に行った食育に関する市民アンケートによる）を基準として、国の目標と同じ上昇値（約4%）を見込み、令和16年度の最終目標を「94%以上」とした。

※国 目標値（令和12年度）80.0%  
現状値（令和5年度）76.7%

・各年度の数値は、最終目標値（令和16年度）が94%となるよう均等に上昇するものとした。  
（毎年度0.3%～0.4%上昇）

#### 目標2:

・令和5年度の生活系の推定食品ロス量（1,462トン）を基準として、国の目標と同じ削減割合（▲8.5%）を乗じ、令和16年度の最終目標を「1,338トン以下」とした。

※国 目標値（令和12年度）216トン  
現状値（令和4年度）236トン

・各年度の数値は、最終目標値（令和16年度）が1,338トンとなるよう均等に減少するものとした。  
（毎年度11トン～12トン減少）



# 生活排水処理基本計画

## 1 生活排水処理の目標

### (1) 目標及び達成状況

目標	公共下水道の整備を着実に進めるとともに、公共下水道及び農業集落排水の整備を完了した地域においては早期の接続を促進します。また、合併処理浄化槽の対象区域においては、合併浄化槽設置に対する補助制度の周知などにより、し尿収集からの転換を図ることで、令和6年度には全人口の88.8%の生活排水を適正に処理することを目標とします。			
達成状況	平成25年度 (基準年度)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	達成 見込
	80.2%	88.4%	88.8%	○

### (2) 分析

令和10年度概成に向けて、公共下水道の整備を着実に進め、公共下水道整備を完了した地域においては、生活排水処理推進員による戸別訪問や各種助成制度等を周知することにより接続促進に努めました。

また、公共下水道整備区域の見直しに伴い、汚水処理整備手法を浄化槽へ転換した区域においては、合併処理浄化槽設置費補助金を令和5年度から令和10年度までの6年間、補助上限額を拡充し転換促進を図っています。

このような取組の結果や、生活排水処理人口が増加する一方で行政人口が減少することから、令和6年度汚水衛生処理率は90.4%を見込むため、目標値は達成する見込みです。

### (3) 次期目標(案)

目標	公共下水道の整備を着実に進めるとともに、公共下水道及び農業集落排水の整備を完了した地域においては早期の接続を促進します。また、合併処理浄化槽の対象区域においては、合併浄化槽設置に対する補助制度の周知などにより、し尿収集からの転換を図ることで、令和16年度には汚水衛生処理率93.6%を達成することを目標とします。		
数値目標	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間年目標)	令和16年度 (目標)
	88.4%	93.4%	93.6%

#### ◆目標値の算出について

人口減少に伴い生活排水処理人口は減少していくが、公共下水道及び農業集落排水の接続促進や合併処理浄化槽設置に対する補助制度の周知などにより、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口並びに自家処理人口は減少していくものと予測し、汚水衛生処理率は年々増加していくことを見込み93.6%を目標値とした。

# 災害廃棄物処理計画

## 1 災害廃棄物処理の基本方針

### (1) 基本方針

基本方針1	災害廃棄物処理体制の整備 災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備します。
基本方針2	災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施 災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することを目指します。
基本方針3	災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進 災害時に市全体で対応できるように、平時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

### (2) 分析

基本方針1	災害廃棄物処理体制については、上越市災害対策本部の組織運営規定により応急対策本部に生活環境班が設置されており、災害廃棄物に関する事務を所掌している。生活環境班は環境政策課と生活環境課で構成されている。災害発生時に迅速かつ的確に対応していくためには、実働を意識し、通常業務との関連性、災害時の業務量、必要な人員などを考慮して、より具体的な災害廃棄物処理体制の整備を進めていく必要がある。
基本方針2	災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理を実施するためには、平時からの備えが重要であり、他市の事例や国の通知など災害廃棄物発生量等の算出に関する情報を収集し、研修などを通じて職員のスキルを高めるとともに、様々なパターンの災害発生時の廃棄物の種類や量とその対応について想定しておく必要がある。
基本方針3	災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うためには、市民や事業者の協力が不可欠であり、平時から災害時の廃棄物の分別や収集のことについて知っていただくとともに、災害発生時にどのような情報をどのような手段で提供するか検討しておく必要がある。

### (3) 次期基本方針(案)

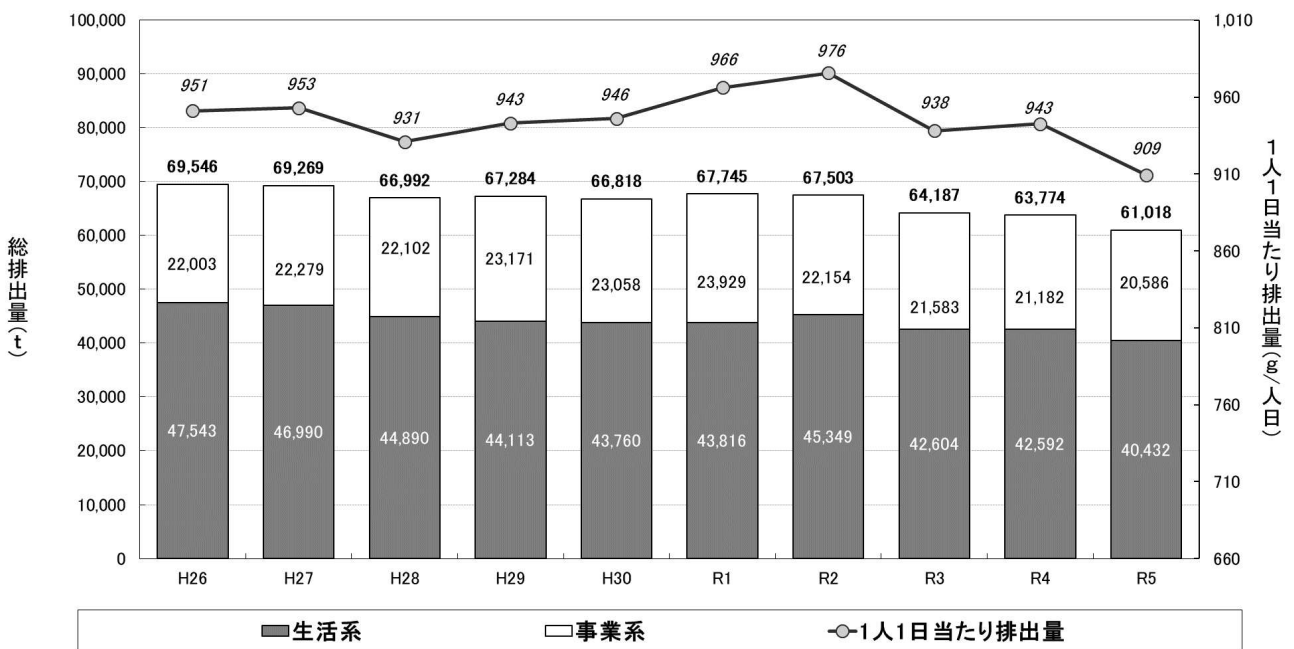
基本方針1	災害廃棄物処理体制の整備 災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備します。
基本方針2	災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施 災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することを目指します。
基本方針3	災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進 災害時に市全体で対応できるように、平時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

### ◆次期基本方針(案)について

基本方針1	災害廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応するため、平時から実際の対応を想定したより具体的な災害廃棄物処理体制を整備する必要があることから、引き続き基本方針とする。
基本方針2	災害廃棄物の処理は地域復興の第一歩であることを踏まえ、防疫の観点から衛生面に配慮しながら全体像を網羅した計画的な災害廃棄物の処理が必要となることから、引き続き基本方針とする。
基本方針3	災害廃棄物の処理については、市民や事業者の協力が不可欠であり、平時から災害廃棄物処理について知っていただく必要があることから、引き続き基本方針とする。

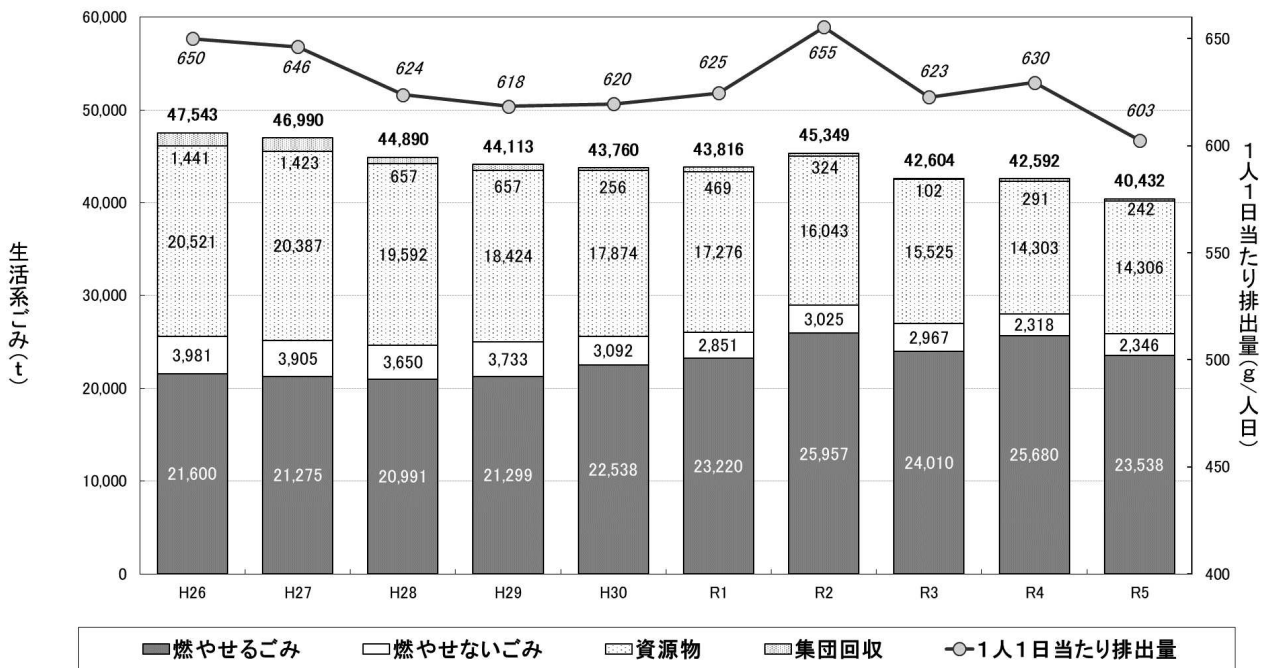
# ごみ処理基本計画

ごみ総排出量の推移（実績）



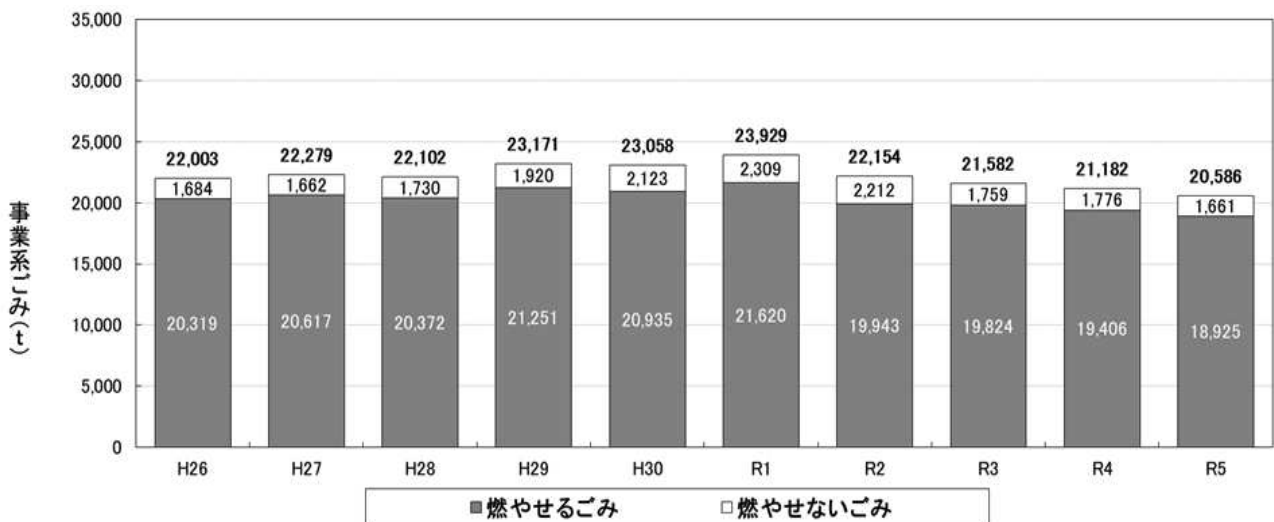


## 生活系ごみ排出量の推移（実績）



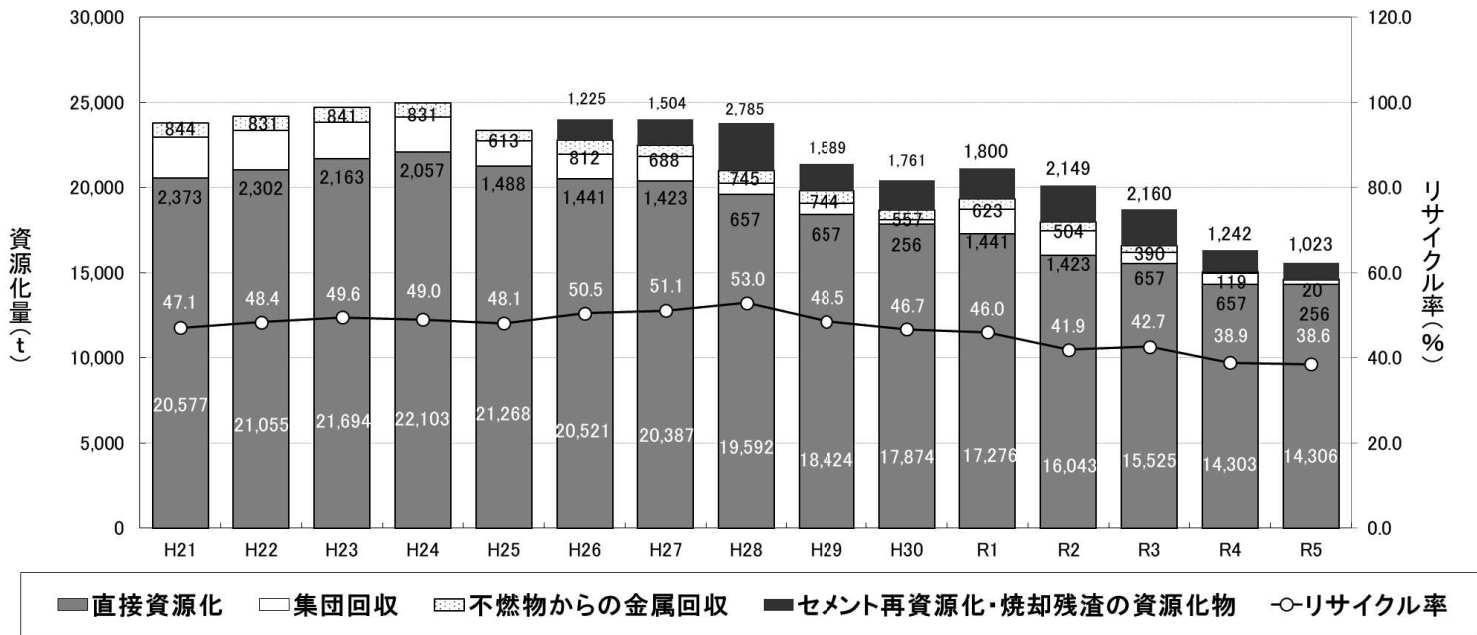
3

## 事業系ごみ排出量の推移（実績）



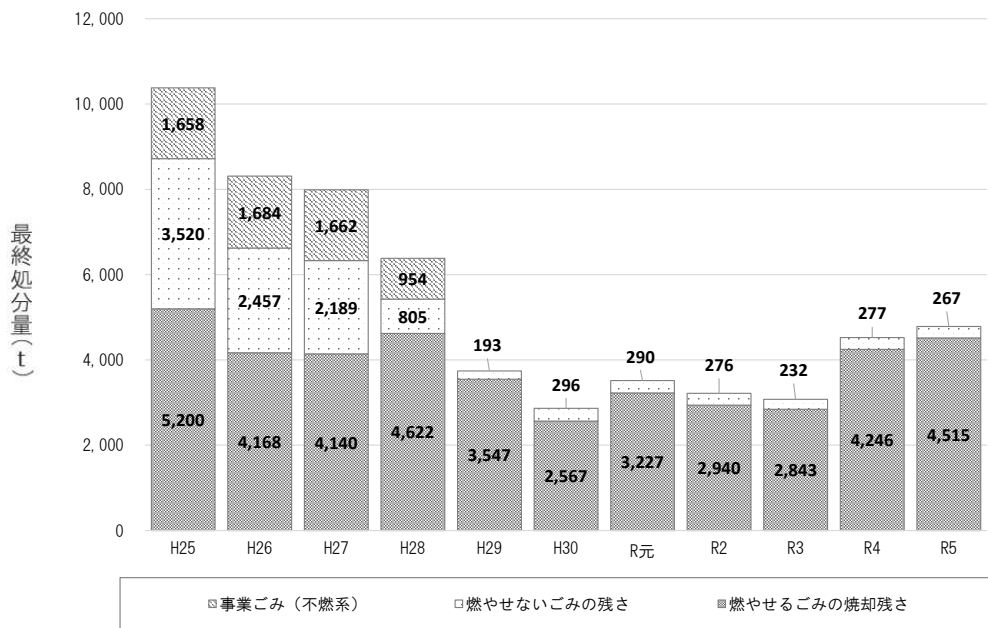
4

## 資源化量の推移（実績）



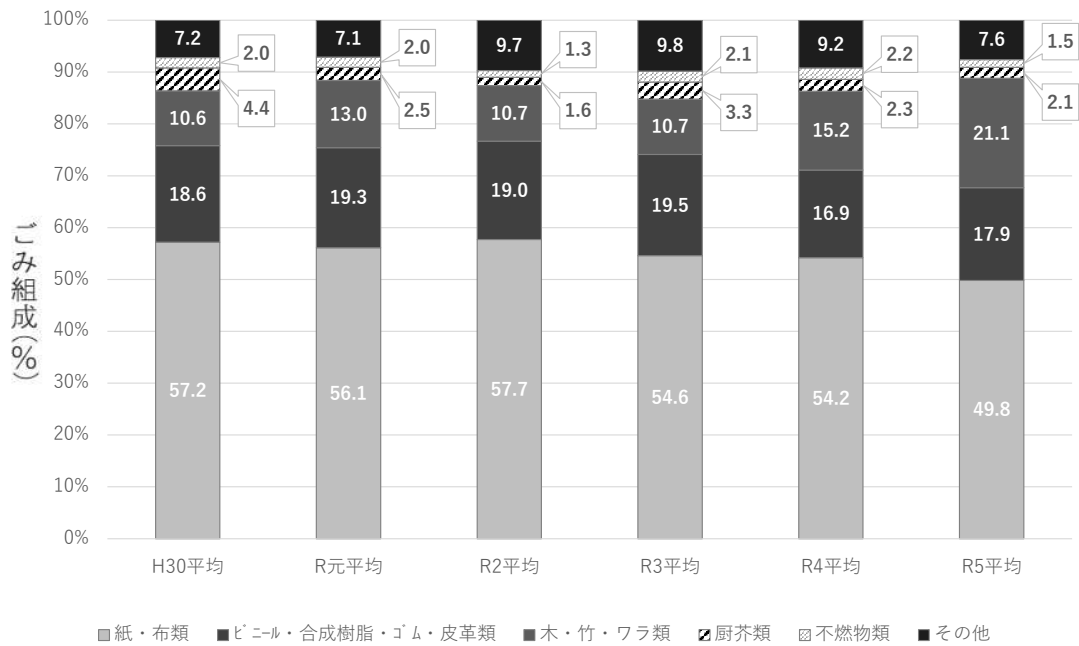
5

## 最終処分量の推移（実績）



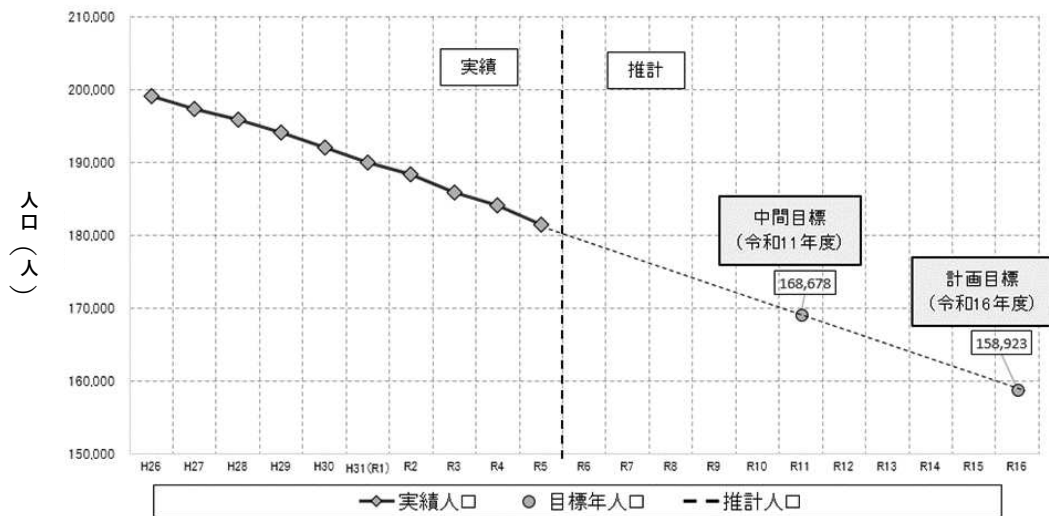
6

## ごみの組成（実績）



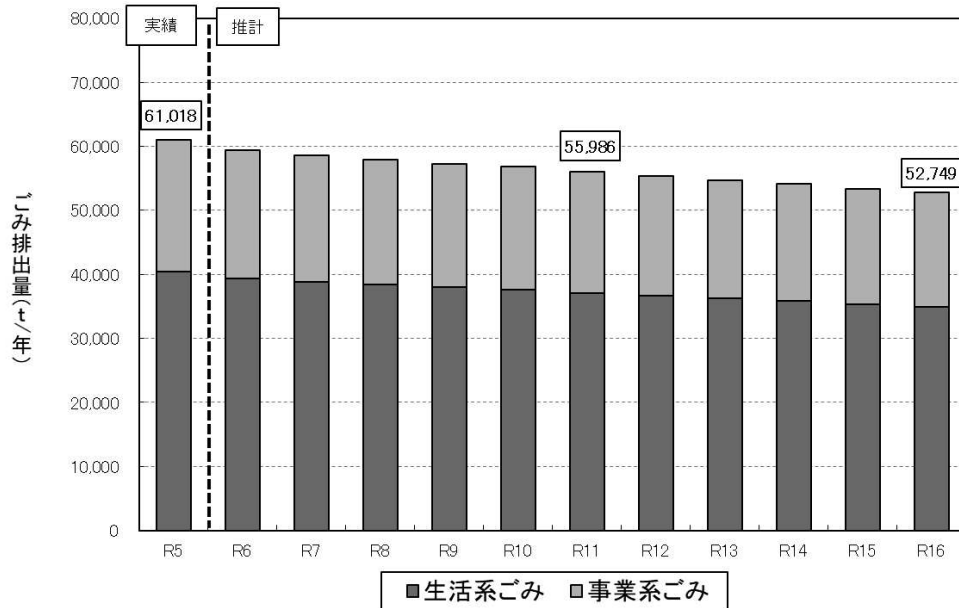
7

## 当市の将来人口の推移



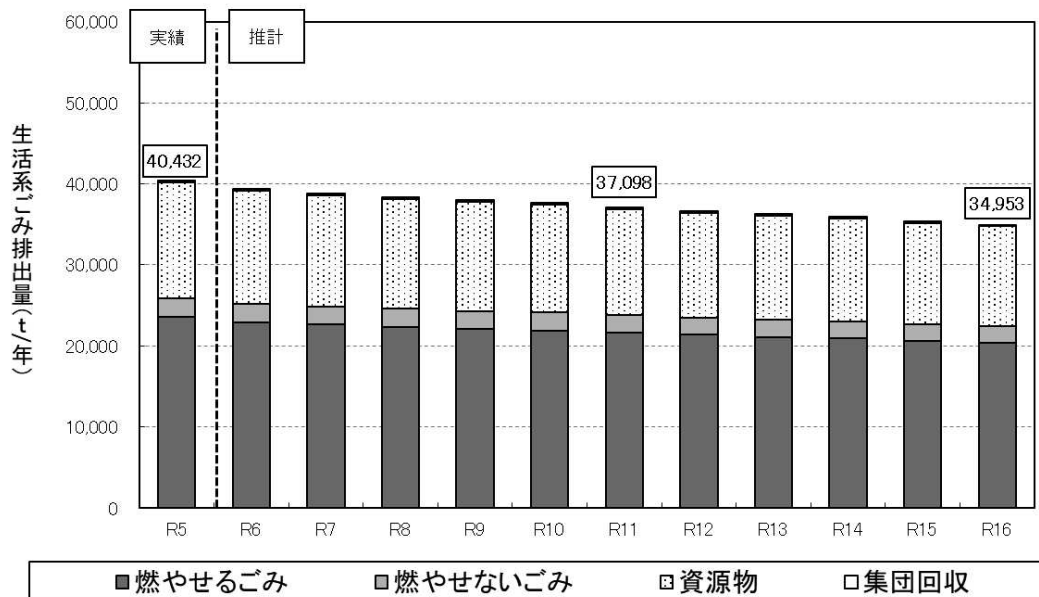
8

## ごみ総排出量の将来予測結果



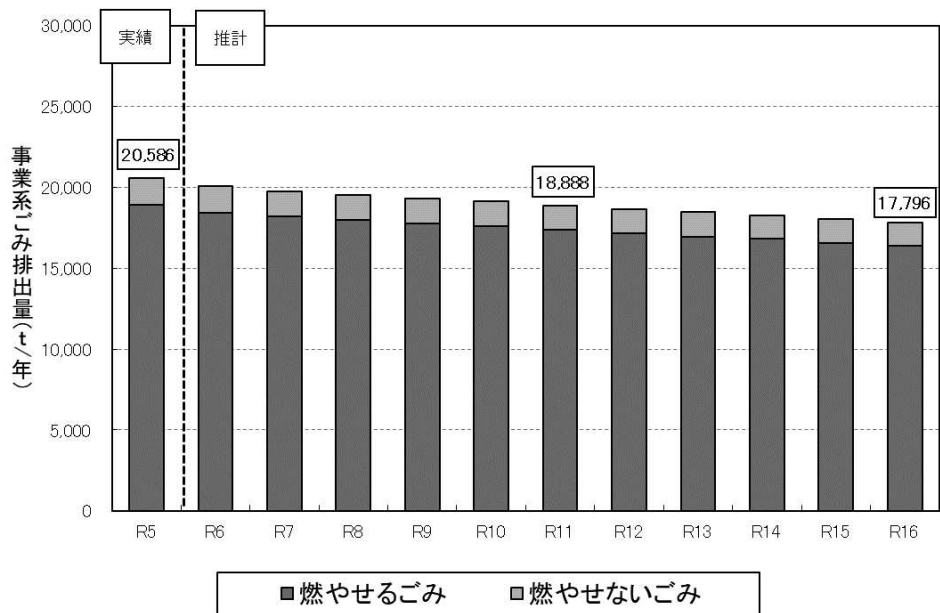
9

## 生活系ごみ排出量の将来予測結果



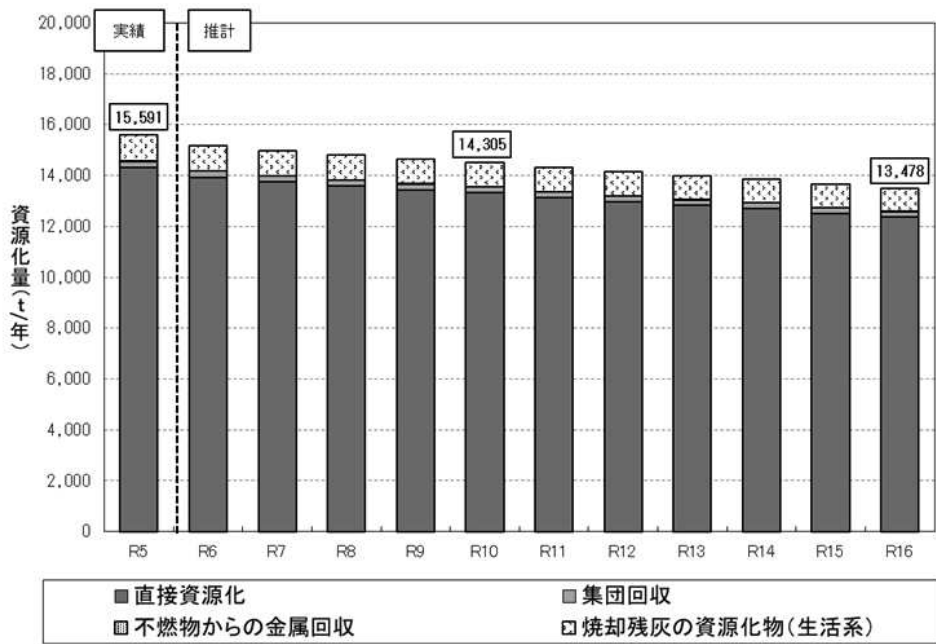
10

## 事業系ごみ排出量の将来予測結果



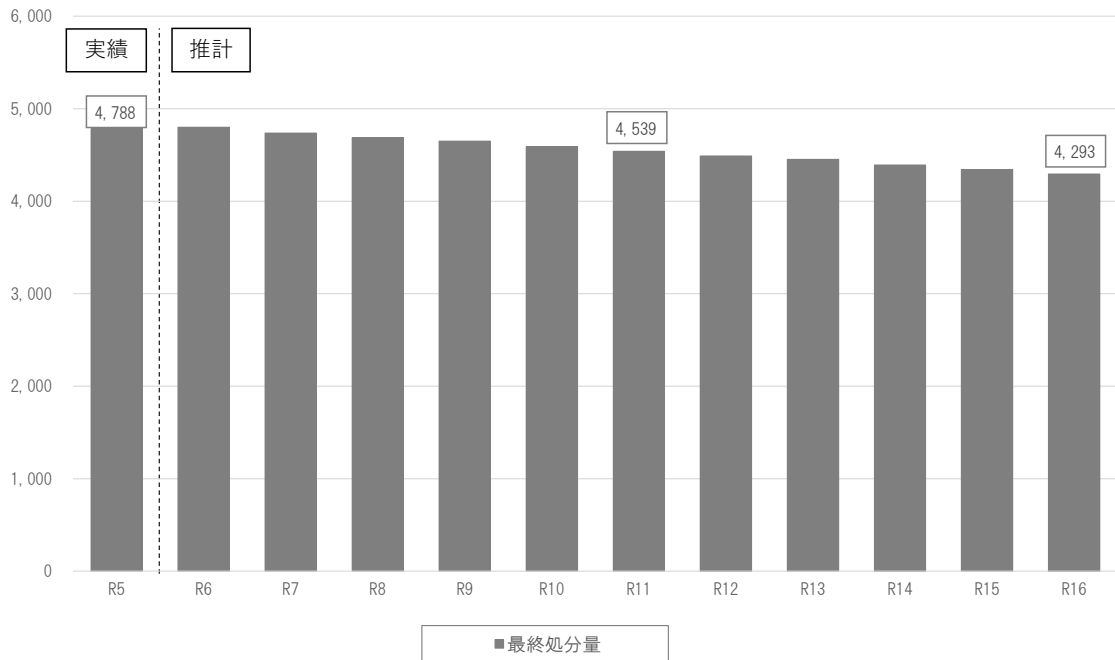
11

## 資源化量の将来予測結果



12

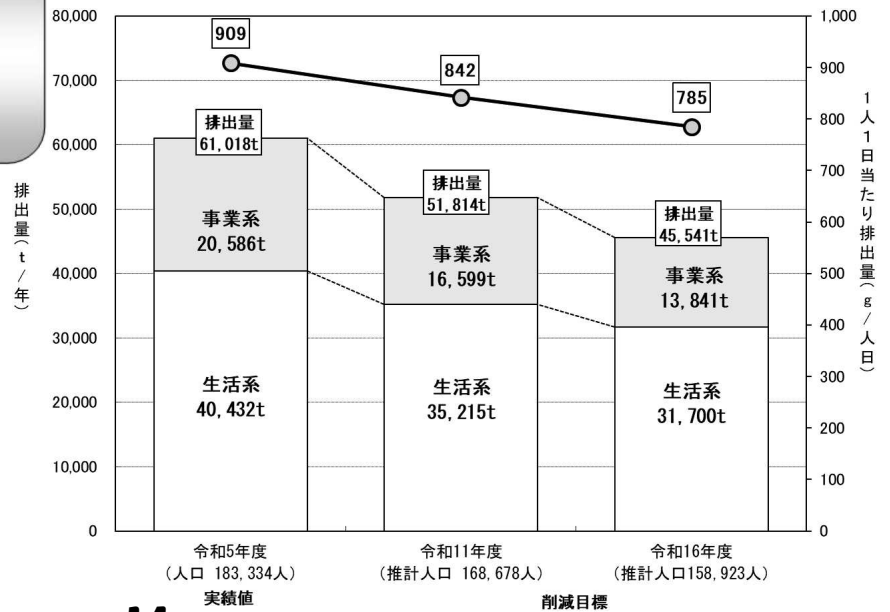
## 最終処分量の将来予測結果



13

## ごみ排出量の削減目標

《目標》  
最終目標年度（令和16年度）において、  
ごみ総排出量 45,541t、  
1人1日当たりごみ排出量 785g を目指します。

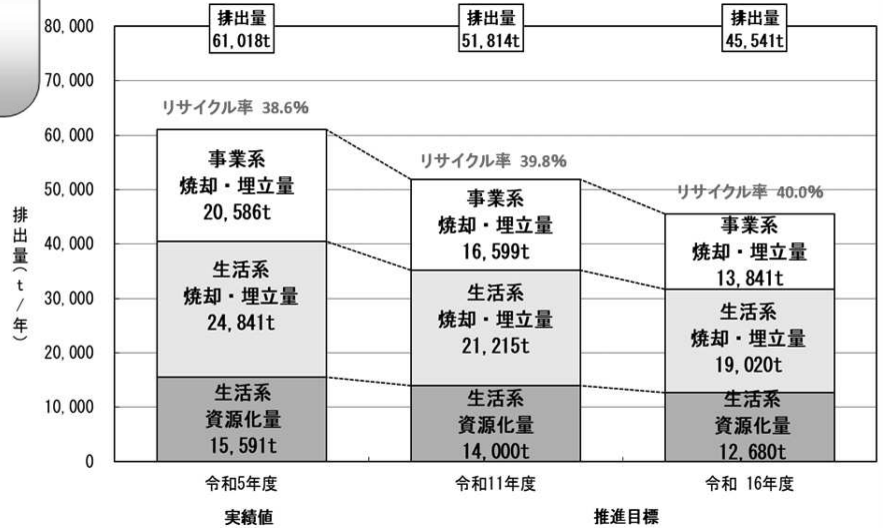


14

## 資源化目標

《目標》

最終目標年度（令和16年度）において、  
分別の徹底や再資源化の推進により、生活系ごみのリサイクル率を  
40%以上に引き上げることが目指します。

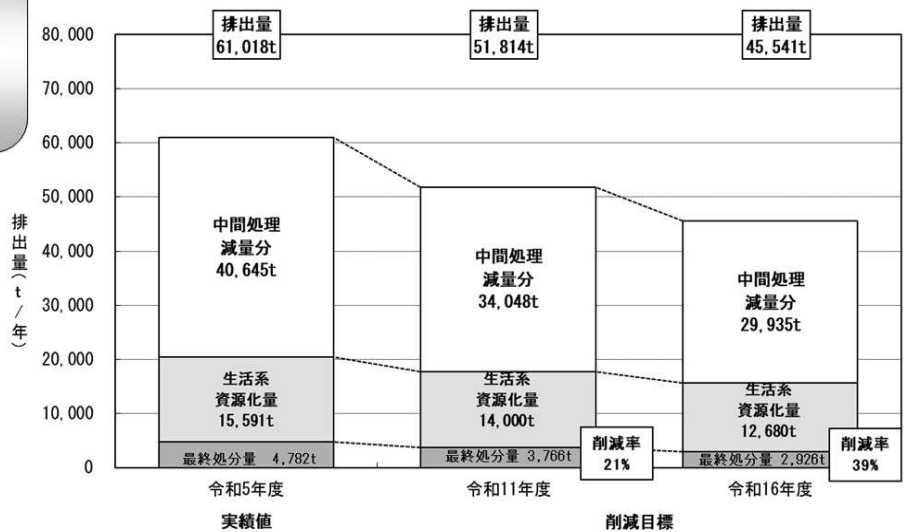


15

## 最終処分量の目標

《目標》

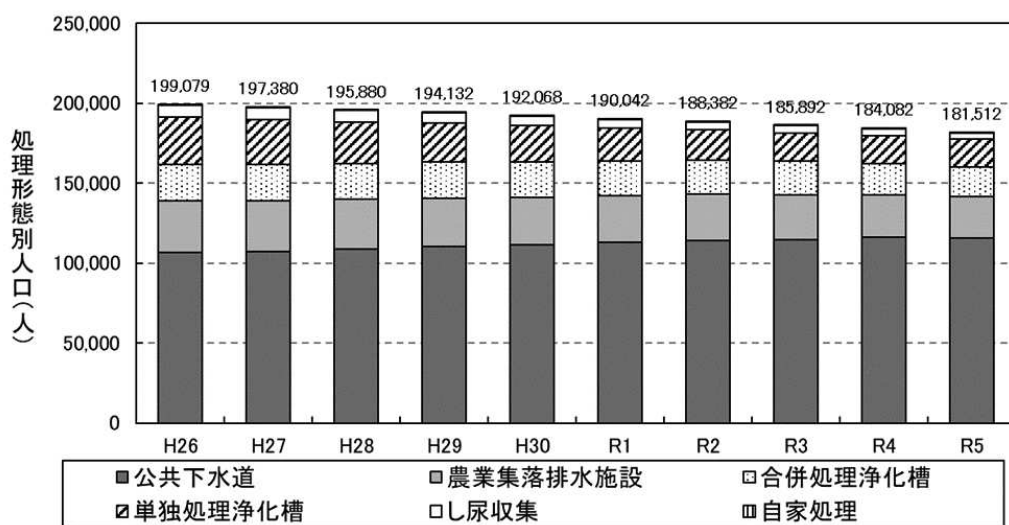
最終目標年度（令和16年度）までに、  
最終処分量を  
令和5年度に比して、39%以上の削減を目指します。



16

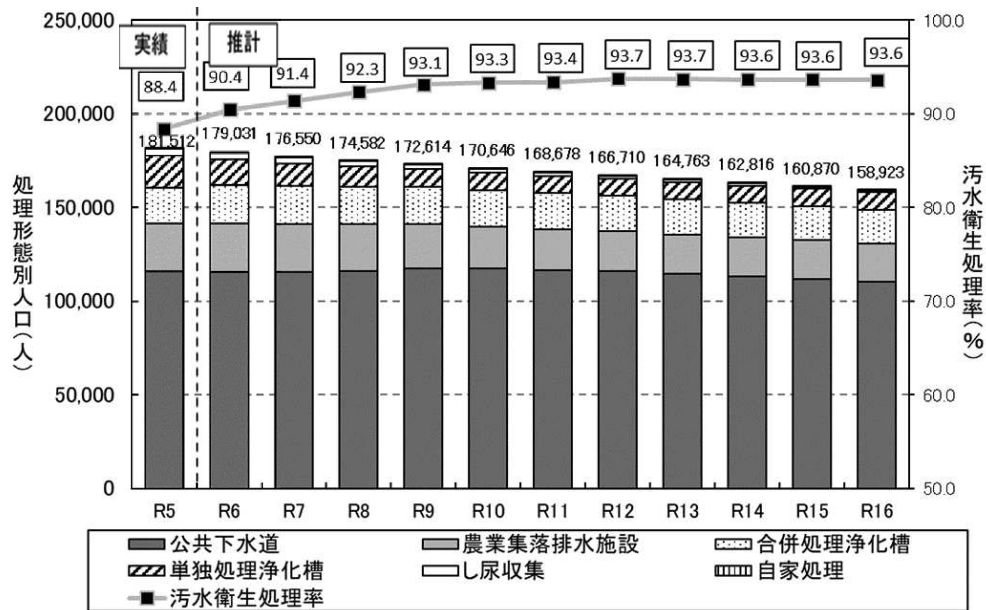
# 生活排水処理基本計画

生活排水処理形態別人口の推移（実績）



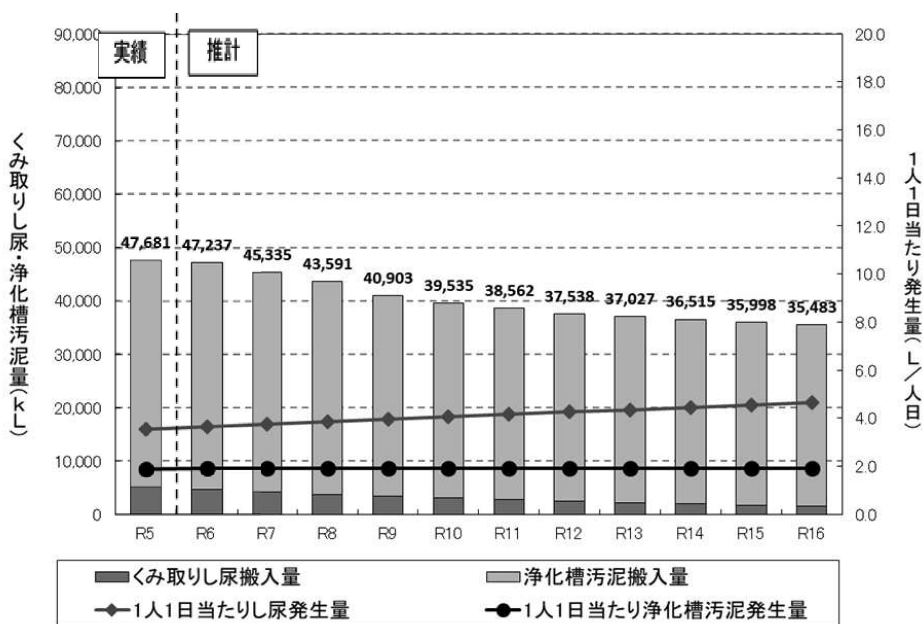


## 生活排水処理形態別人口の将来予測



19

## し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測



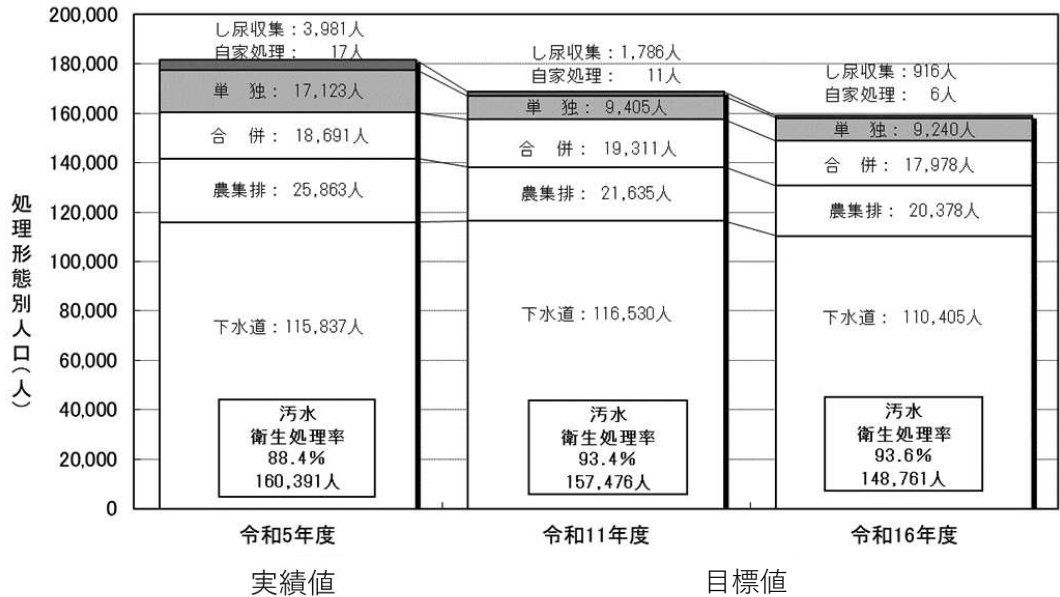
20

# 処理形態別人口の内訳

	実績	目標年度	
	令和5年度	令和11年度	令和16年度
1 計画処理区域内人口	181,512	168,678	158,923
2 水洗化・生活雑排水処理人口	160,391	157,476	148,761
(1)公共下水道	115,837	116,530	110,405
(2)農業集落排水施設	25,863	21,635	20,378
(3)合併処理浄化槽	18,691	19,311	17,978
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	17,123	9,405	9,240
4 非水洗化人口	3,998	1,797	922
(1)し尿収集人口	3,981	1,786	916
(2)自家処理人口	17	11	6
汚水衛生処理率	88.4%	93.4%	93.6%

**21**

# 生活排水処理の目標



**22**

部	章	区分
<b>第1部 計画概要</b>		
第1部	第1章	計画の策定について
		1 計画策定の趣旨
		2 計画の前提となる諸条件の変化
		3 計画の位置付け
	第2章	上越市の状況
		1 地理的、地形的、気候的特性
	2 人口動態	
	3 産業の動向(従事者数及び事業所数)	
<b>第2部 ごみ処理基本計画</b>		
第2部	第1章	現状と課題
		1 ごみ排出及び処理の状況
		2 他都市等との比較
		3 ごみの発生量及び処理量の見込み
		4 ごみ処理における課題
	第2章	ごみ処理基本計画の基本方針と目標
		1 基本理念
		2 基本方針
		3 ごみ処理の目標
	第3章	ごみ処理基本計画の取組施策
		1 基本方針に基づく施策体系
		2 取組施策
	第4章	その他
		1 関係者の役割
		2 上越市民ごみ憲章
		3 計画の進捗管理
<b>第3部 食品ロス削減推進計画</b>		
第3部	第1章	食品ロスとは
		1 計画策定の趣旨
		2 食品ロスの現状と課題
		3 計画の基本理念
		4 計画の位置づけ
	第2章	各主体に求められる役割と行動
		1 消費者の役割
		2 食品関連事業者等の役割
		3 関係団体等の役割
		4 行政の役割
	第3章	施策の展開
		1 教育及び学習の振興、普及啓発等
		2 食品関連事業者等の取組に対する支援
		3 情報の収集及び提供等
		4 未利用食品の活用に向けた支援等
	第4章	食品ロスの削減目標等
	第5章	計画の推進体制及び進行管理
		1 計画の推進体制
		2 計画の進行管理

部	章	区分
<b>第4部 生活排水処理基本計画</b>		
第4部	第1章	生活排水処理状況の把握
		1 生活排水処理の状況
		2 生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見込み
		3 生活排水処理における課題
	第2章	生活排水処理基本計画の基本方針と目標
		1 基本理念
		2 基本方針
		3 生活排水処理の目標
	第3章	生活排水処理基本計画の取組施策
	1 基本方針に基づく施策体系	
	2 取組施策	
<b>第5部 災害廃棄物処理計画</b>		
第5部	第1章	計画策定について
		1 災害廃棄物処理計画策定の趣旨
		2 計画の位置づけ
	第2章	災害廃棄物処理の基本方針
	第3章	災害廃棄物処理に係る基礎的事項
		1 計画対象区域
		2 処理の主体
		3 対象とする災害
		4 対象とする業務
		5 対象とする廃棄物
		6 防災計画に係る業務内容(体制)
		7 本計画の進捗管理・見直し
	第4章	災害廃棄物処理体制の整備(予防対策)
		1 組織体制・指揮命令系統
		2 情報収集・連絡
		3 協力・支援体制
		4 職員への教育
		5 一般廃棄物処理施設の対策
		6 し尿処理の対策
		7 生活系ごみの処理
		8 避難所ごみの処理
		9 収集体制及び収集ルート
	第5章	災害応急対策
		1 災害廃棄物発生量等の算出
		2 処理スケジュール
		3 具体的な業務内容
		4 仮置場の設置
		5 処理フロー
		6 収集運搬計画
		7 環境モニタリング
		8 仮設中間処理施設
		9 被災家屋等の解体・撤去
		10 分別・処理・再資源化
	11 最終処分	
	12 広域的な処理・処分	
	13 適正処理が困難な廃棄物の対策	
	14 津波及び水害による堆積物	
	15 思い出の品等	
第6章	災害廃棄物処理実行計画	
	1 計画の策定	
	2 計画の見直し	